

事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を四千八百円に引き上げるものであります。

第二は、死刑の執行を受けた者が、再審等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことによって生じた財産上の損失額が証明された場合に、その損失額に加算する補償金の額をいずれも二千万円に引き上げるものであります。

委員会においては、三月十八日提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る一日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(内閣提出)

日程第四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第三、核原料物質、核

燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案、右両案を一括して議題と別委員長瀧野栄次郎君。

委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長瀧野栄次郎君。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔瀧野栄次郎君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○瀧野栄次郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申しあげます。

まず最初に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、放射性廃棄物の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図らうとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正につきましては、核原料物質、核燃料物質またはこれらによつて汚染された物は、原子炉設置者等が廃棄に関する確認を受けた場合等一定の場合以外は、海洋投棄をしてはならないこととしております。

第二に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正につきましては、放射性同位元素またはこれによつて汚染された物は、使用者等が廃棄に関する確認を受けた場合等一定の場合以外は、海洋投棄をしてはならないこととしております。

本案は、去る二月二十二日に提出され、同日当委員会に付託されました。委員会におきましては、三月十八日政府から提案理由の説明を聴取し、三月二十七日慎重な審議を行い、同日質疑を終了し、四月二日討論に入り、日本社会党より反対、日本共産党・革新共同より賛成の意見が述べられた後、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、低レベル放射性廃棄物の海

洋投棄については、安全確保の万全を期すること等の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現行法が制定されて以来二十数年間に亘る放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、放射性廃棄物の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図らうとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、放射性同位元素装置機器に関する放射線障害防止のための設計承認及び機構確認の制度を設け、確認を受けた機器については、従来の許可に加えて、届け出によつて使用できることといつておられます。

○議長(瀧尾弘吉君) これより採決に入ります。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案外一案

定量以上の放射性同位元素を使用する事業者及び放射線発生装置を使用する事業者等の施設について、使用前の施設検査及び定期検査を受けなければならぬこととしております。

第三に、放射性同位元素等の運搬の安全確保を図るため、運搬の技術上の基準を事業所の内と外とに分けて定めるとともに、事業所外において一定量以上の放射性同位元素を運搬する場合には、主務大臣の確認を受けなければならないこととしております。

第四に、放射線取扱主任者の資格取得に当たり、従来の国家試験に加えて、一定の講習の受講を義務づけるとともに、放射性同位元素装置機器別の主任者資格を新たに設けることとしております。

第五に、主務大臣は、さきに述べました施設検査及び定期検査、機構確認、放射線取扱主任者の試験及び講習並びに輸送の確認業務を国にかわって行う民間機関を指定し、國の監督のもとに、これら業務を実施させることとしております。

本案は、去る三月十七日提出され、同日当委員会に付託されました。委員会におきましては、三月十八日政府から提案理由の説明を聴取し、四月二日慎重な審議を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、放射性同位元素等の利用の多様化と拡大に伴う障害防止と安全の確保のため、管理体制の充実強化を図る等の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これまでの御報告申しあげます。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和五十五年四月八日 來議院会議録第十六号

九九七

改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、特別手当等の額を引き上げようとするものであります。その内容は、

第一に、認定被爆者に対する特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病的状態にある者に支給する特別手当の額を月額六万円から六万四千五百円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を月額三万円から三万一千三百円に引き上げること、

第二に、健康管理手当の額を月額二万円から二万一千五百円に引き上げること、

第三に、保健手当の額を月額一万円から一万八百円に引き上げることと、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) この際、内閣提出、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨

旨の説明を求めます。厚生大臣野呂恭一君。

〔國務大臣野呂恭一君登壇〕

「國務大臣野呂恭一君登壇」

○國務大臣(野呂恭一君) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国は、諸外国に例を見ない急激な速度で高齢化社会に移行しつつあり、老後の生活の支えとなる年金制度に対する国民の関心と期待は、年金受給者の急速な増加と相まって、かつてない高まりを示しております。昭和五十一年度には、厚生年金及び国民年金を中心財政再計算の実施とともに給付水準の引き上げ等の制度改善が行われたところであります。その後における社会経済情勢の変動に対応し、これらの制度について所要の改善を行う必要が生じております。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年度に実施し、年金水準の引き上げ、遺族年金及び母子年金その他の給付の改善を行うほか、福祉年金の額の引き上げ等を行うことにより、年金制度の実質的な改善充実を図ろうとするものであります。

また、本法案は、年金給付の改善とあわせて、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても額の引き上げを図ることといたしております。

図る観点から、配偶者の加給年金額を月額六千円から一万五千円に引き上げる等大幅な改善を図ることとしたとしております。そのほか、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしたとしております。

第二に、在職老齢年金について、受給者の実態を勘案し、本年六月から六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を、標準報酬月額十五万円までの者に拡大することとしたとしております。

第三に、遺族年金につきましては、受給者の生

活実態等を勘案し、年金による生活保障の必要性が高いと思われる子供のある寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図ることとし、寡婦加算額を本年八月から子供二人以上の寡婦の場合月額七千円から一万七千五百円に引き上げる等大幅な改善を図ることといたしてしております。

一方、遺族の範囲につきましては、年齢等を勘

察して見直すこととし、子供のない四十歳未満の妻につきましては、年金の支給対象としないことといたしております。

第四に、標準報酬につきましては、最近における賃金の実態に即して、本年六月から、四万五千円から四十一万円の三十五等級に改めることとしたとしております。

第五に、保険料率につきましては、給付改善及

び将来の受給者の増加に対応して、長期的に財政

の健全性を確保する観点から段階的に引き上げる必要がありますが、今回の引き上げ幅につきましても、千分の十八にとどめることとし、本年六月から引き上げることといたしております。なお、女子につきましては、本年六月から千分の十九引き上げるとともに、昭和五十六年度以降毎年千分の一ずつ引き上げて、保険料率の男女差の解消を行ふことといたしております。

次に、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等

の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましても、福祉年金に準じて、本年八月から児童

扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円に

引き上げる等所要の改善を図るとともに、福祉手当につきましても引き上げを行うことといたして

おります。

以上が厚生年金保険法等の一部を改正する法律

案の趣旨でござります。(拍手)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(瀧尾弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑として質疑の通告があります。順次これを許します。安田修三君。

〔安田修三君登壇〕

○安田修三君 ただいま趣旨説明のありました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対し、私は、日本社会党を代表いたしまして、質問を行ふものであります。(拍手)

わが国の社会保障の主軸は、言うまでもなく年金と医療であります。年金制度は、昭和三十六年、拠出制国民年金が発足したことによりまして、一応国民すべてが何らかの年金制度に入ることになったのであります。しかし、それぞれの制度がばらばらにできた歴史的経過があるため、格差と矛盾を生みながら高齢化社会に対処せざるを得ないことになつてまいつたのであります。

今日、政府の経済政策の破綻により、物価に急速に上昇しつつあります。政府は、大資本優位の失政を省みず、この激しく深く進もうとするスタグフレーションの犠牲をむしろ勤労国民に押しつけ、高齢者には特に冷たい社会になつてしまつてゐるのであります。すなわち、民間労働者や公務員には人減らし、労働強化を強いつけ、かつ中小企業、農家の切り捨て政策を行つてゐるではありませんか。また、一般消費税導入に失敗したその矛先を、公共料金引き上げなど大衆負担をふやし、年金、福祉の水準切り下げに向けているのであります。

しかも、国民の生存権に関する年金制度に対しても、政府の考え方は今日まで全く場当たり的発想であり、一貫性がありません。一体、政府は、社会保障あるいは福祉とは単なる恵みと考えては、政府の考え方は今日まで全く場当たり的発想であります。されど、すなわち社公民三党予算修正が行われました。拠出制年金に対象となつた福社年金受給者、ごく低額の経過年金受給

者など、過去勤務に報われぬこれらの人たちに、年金の増額、今年度二百四十八億円、平年度七百億円を行つたことは、連合時代の福祉の考え方を示したものであり、政府のとり得ない大きな成果と言わなければなりません。(拍手)

いままでの年金改革についての各界の提言のうち、各種審議会の建議や意見について意のあるところを検討することなく、部分的なつまりと批判されたように、政府は行政上の行き詰まり打開の都合のみに利用しているのであります。総理は、これら各種の審議会の提言を誠意を持って受けとめ、生活保障をするにふさわしい年金改革への意欲を持つ貴務があるのであります。ここに、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言の受けとめ方について、総理の所見をただすものであります。(拍手)

さて私は、これから四つの観点から具体的な施策と問題点をお聞きいたします。

まず第一は、高齢者の生きがいと生活保障をなす道は雇用と年金を保障することです。したがって、雇用は六十五歳まで、年金は六十歳から支給を保障し、その選択権は高齢者にあるようすすべきであります。

政府は、二十年先には老齢指標一四・三、年金成績度二三・五%、社会保障給付費約二〇%程度になるとの予測数値を描き、財政上から後代の負担が過重になるとして、厚生年金、船員年金などを反対の国民世論に抗し得ず、自民党三役、閣僚懇談会で断念を表明せざるを得なくなつたのであります。事業所の労働者加入を始めとした制度内の欠陥を正し、制度の充実を図ることであります。

本来、老齢年金の支給開始年齢は、高齢者の所得保障を年金で考えるか雇用で考えるかという、年金政策と雇用政策の接点の問題であります。人口構造の高齢化とともに、労働力人口も高齢化しまりります。しかも、不況の長期化によって、労働市場における高齢者の求人倍率の低下、常用

雇用の減少、労働条件、賃金水準などは著しく悪化したのであります。

わが国の高齢者は、健康である限り働きたいという志向性が強いと言われております。しかしながら、定年によつて解雇され、その意欲と生活を奪われていることは、人間尊重に欠ける資本と政府の端的な施策のあらわれであります。定年制を持つている企業の割合七一・三%、そのうち占める六十歳以上の定年は、わずかに三八・五%にすぎません。

政府は、公務員の六十歳定年制を意図し、一方、民間企業には、六十年をめどにこれまで六十歳定年を促進すると言つております。しかし、今日では、むしろ雇用保障は六十五歳までとし、労働の意思と能力のある者については、年齢を理由として雇用上の差別をしてはならないと思うのであります。雇用を選ぶか年金を選ぶかは、高齢者自身の能力と環境、健康と意欲に応じた選択によるものとし、このことを国が保障する責任があるのであります。

こうした年金と定年の接点及び六十五歳定年の支給を保障し、その選択権は高齢者にあるようすすべきであります。

政府は、二十年先には老齢指標一四・三、年金成績度二三・五%、社会保障給付費約二〇%程度になるとの予測数値を描き、財政上から後代の負担が過重になるとして、厚生年金、船員年金などを反対の国民世論に抗し得ず、自民党三役、閣僚懇談会で断念を表明せざるを得なくなつたのであります。事業所の労働者加入を始めとした制度内の欠陥を正し、制度の充実を図ることであります。

今日の年金制度は多くの矛盾を抱えていることは言うまでもありません。たとえば、元来は適用対象労働者でありながら、五人未満事業所であるがゆえに国民年金に加入し、格差に甘んじてい

り、加入者その者が計算しがたいのであります。この際、点数制による算定方式に変え、各制度間の均衡を図らなければなりません。スライドにいたしましても、本来、賃金改定期の四月実施であるべきであります。ましてや、支給は毎月一回制にするのが常識であります。

国民年金制度の老齢年金特例納付制度は本年六月末で期限が終ります。この経過年金に障青年金が省かれているのは、まさに障害者に対する差別であります。

今回の改正案では、被用者の妻の年金については、国民年金任意加入制のまま放置されておりまます。妻の無年金をなくするため、離別に遭つた妻の年金権を認めるべきであります。また、その措置として、経過年金の特例納付制度に強制加入の道を開く考えはないでしょうか。

ところが、逆に、四十歳未満の子供を持たない妻には遺族年金を与えないことにする改悪案が出ています。雇用を選ぶか年金を選ぶかは、高齢者自身の能力と環境、健康と意欲に応じた選択によるものとし、このことを国が保障する責任があるのであります。

さらに、訓示規定として本案第四十六条に明記されている、受給資格年齢は、次の財政再計算期に要する改定措置をとるということは、次の機会には何が何でも六十五歳支給継り延べを図りたいということではないのか、明確な見解を総理にお尋ねするものであります。(拍手)

第二には、婦人の年金権を明確にし、五人未満の存在を抹殺するとともに、世帯を単位として制度化されている厚生年金の本質すら否定するものであり、政府は撤回されたいのであります。また、遺族年金そのものも、加算方式でなく、給付率を当面七〇%とした支給率方式に変え、生活保障をなしていただきたいのであります。

以上、各項にわたり、厚生大臣の答弁を求めるものであります。

第三には、厚生年金積立金の目減りを防ぎ、保険料率の引き上げを抑制するとともに、積立金運用の徹底的な民主化を図るべきであります。

わが国の公的年金の中で一番積立金を持つてゐるのは言うまでもなく厚生年金であります。五十四年度末で実に二十四兆円に達し、五十四年度に繰り入れられる積立金だけでも二兆七百七十九億円になるのであります。しかし、これが政府案の

ことく、今後五年ごとに保険料率を一・八%引き上げたいたしましても、十八年先には单年度収支がゼロになり、二十七年先には積立金そのものもゼロになるのです。この政府の財政計算が、直ちに支給開始年齢の引き上げや料率の引き上げとなることは、まことに無策と言わなければなりません。

厚生年金は、今日まで、その膨大な資金量で国の財政投融資のほとんどを賄い、年金制度発足以來、この労働者の汗にまみれたお金を當て込まなければ財投運用ができない財政構造になつてゐるのです。したがつて、この実質的な運用による国と産業界の利益は、はかりがたいほど大きいものがあるのであります。

また、四十八年から五十一年までの間の物価上昇による積立金の目減りは、運用利回りを差し引いても、二兆五千四百二十七億円に上のるのであります。慢性インフレーションした今日、この目減り分は政府の責任において補てんすべきであり、管々と積み上げてきた労働者に覆いかぶせるべきものではありません。そして、現状の修正積立方式であれば、インフレ防止ができない以上、財源の枯渇は免れないのであります。いまこそ、インフレ防止と抜本的な財源方式を立てるときであります

が、総理の考え方伺いたいのであります。

今回の料率引き上げ案は、健康保険法の改悪とともに、これが実現いたしますならば、公共料金、諸物価の高騰に加え、社会保険料だけでも家計を破壊いたし、とうてい容認できないものであります。したがつて、保険料は、財源方式の抜本的な改革を図る中から妥当な負担額を考えるべきであり、被保険者負担は、労使間の負担割合を三対七に移行させることが望ましいのであります。これら保険料について、厚生大臣及び労働大臣の所見をお聞きするものであります。

また、膨大な積立金の運用は、被保険者代表が參画した自主管理体制をつくる中で行い、運用に当たつても、各制度間の不均衡を是正しなければ

なりません。積立金資金運用の民主化について、厚生大臣の見解をお尋ねするものであります。

民主化に当たつて、積立金資金が大蔵省の権柄のもとにあること自体が本筋から外れているのでありますから、この際、大蔵省の管理から独立させる必要があると思いますが、大蔵大臣の所見を伺うものであります。

第四には、年金制度の充実を図るため、年金行

政の一元化をなし、制度間格差と見られる課題について統一基準を設定して、実質的統一を進めることが必要であります。

公的年金制度は、八つの体系に分かれ、成熟度の高い公企体職員共済から、未成熟な私学共済、船員保険、厚生年金など、その態様はさまざまあります。すなわち、共済年金、国民年金、厚生年金の間に、給付水準や支給要件、年金額の計算方法、保険料負担の水準等に著しい差異、不均衡が生じているのであります。それぞれの制度の沿革や、対象としている社会集団の生活実態の違いがあるとしても、全く合理性を欠いているのであります。これらは、加入者の年齢構成、所得分布、制度の成熟度合いなどの相違から、費用負担、財政力に不均衡が生じたからであり、政府の無策と怠慢のしからしめるところであります。

この際、あらゆる格差解消のため、格差の課題について統一基準を設定し、制度間の統一を進めようとしていることがあります。もちろん、それがならないと政府も考えております。これらは、加入者の年齢構成、所得分布、制度の成熟度合いなどの相違から、費用負担、財政力に不均衡が生じたからであり、政府の無策と怠慢のしからしめるところであります。

○内閣総理大臣(大平正芳君) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡あ

る发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されれておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡ある发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されられておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡ある发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されられておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡ある发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されられておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡ある发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されられておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全般にわたりまして、総合的な観点から検討を行なわれならないと政府も考えております。

政府といたしましては、公的年金制度の均衡ある发展が図られるよう、一体となつて取り組もうとしておることでございます。もちろん、そ

の場合は、関係審議会の年金制度改革についての御意見を十分参考にしながら、高齢化社会において年金制度が真に老後の生活を支えるに足るものになるよう、改革を進めてまいります。

第三の御質問は、厚生年金積立金の問題でございました。インフレによる目減りを政府はどうのよ

うに防止するか、補てんするか、インフレに弱い修正積立方式をやめて、抜本的に財源方式を変え

るときが来たのではないかという御質問でござい

ました。

年金積立金は、将来の年金給付の財源といた

ましで、何よりも安全確実かつ有利に運用しなけ

ればならないと考えております。そのように政府

も努力いたしております。

年金積立金は、資金運用部で統合管理すること

としておりまして、預託金利としては法定利率の

ほかに特別利子が付与されられておりますこと、安田

さんも御承知のとおりでございます。今後とも

有利かつ確実な運用に特に意を用いてまいりたい

と考えております。

年金積立金が物価上昇率と運用利回りとの差に

より目減りした場合、これを国庫で補てんすべきではないかというお説でございますが、事実、御指摘のように四十八年から五十一年にかけて、狂乱物価時代に目減り現象を暴露した時代がありましたが、これは次の機会に六十五歳支給継続延べを

図りたい意思を底に持つておるのではないかといふ意味の御質問でございました。

将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の多くの老人の年金生活を支えてまいりますためには、若い世代に相当多額の負担をお願いしなければならないと考えます。しかし、若い世代の負

担にもおのずから限度があるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはい

ろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら総合的な観点から検討していかなければならぬと考えております。

その場合、支給開始年齢の問題は、避けて通れない課題であると思いまして、政府は、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべきであると考えておるわけでございますが、現段階におきまして具体的な措置を想定しておるわけではありません。

以上をもって、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君登壇) 安田さんの最初の御質問は、年金制度改革に対する考え方と各種審議会の提言をどう受けとめるかというお尋ねでございました。

高齢化社会の到来を控え

はないかと心配をいたしております。あわせて御理解をいただきたいと思います。

現在の厚生年金、まだ未熟な段階でございますが、今後、急速に制度の成熟を遂げまして、年金受給者数が増加し、受給費が増大してまいりますが、経済情勢のいかんにかかわらず、長期的には負担の公平性を確保し、長期的に年金財政を円滑に運営していくためには、保険料率を将来に向かって段階的に引き上げていく現行の修正積立方式が最も現実に即したものであると政府は考えておりまして、他の財政方式に切りかえるつもりはございません。

第四番目の御質問は、八つの年金制度の間には著しい不均衡、格差が生じておる、これにつきましては、統一基準を設定して制度間の統一を図らなければならぬではないか、また、年金行政を一つの省庁に統轄して一元的に運営すべきではないかという御質問でございましたが、この年金制度の格差問題につきましては、御指摘をございましたように個々の制度ごとに沿革があることでございます。このような点も考慮しながら、政府としては、できるだけ整合性のあるものにしていくことが望ましいと考え、その方向で努力をいたしております。

政府としては、公的年金制度の均衡ある発展が図られるよう一体となつて取り組んでおりまして、関係閣僚懇談会、公的年金制度調整連絡会議等を通じまして、制度の整合性を確保するために特段の努力を払つてまいりつゝあります。また、行政機構の一元化でございますが、いま直ちに、機構改革によって一元化してまいりう考えは持つておりません。(拍手)

〔國務大臣野呂恭一君登壇〕

○國務大臣(野呂恭一君) まず、年金と雇用についてでございますが、高齢化社会の到来を控えま

して、年金制度の安定を図つて、真に老後の生活の支えになるよう改革を進めることが大変大事なことでございます。現在進められております高齢者雇用対策の一層の推進が図られながら、年金制度と雇用政策の有機的な連携が図られるようになります。

次に、厚生年金におきます五人未満事業所の適用問題でございますが、五人未満事業所は、事業所の変動、また従業員の移動が激しいこと、さらに雇用者の範囲が必ずしも明確でないこと、かつ、賃金の把握が困難でございますなどの問題点を持っておりますだけに、一律にその適用を図ることには非常にむずかしいものがございます。

次に、年金の算定方式に点数制導入することについてでございますが、年金額の算定方式をわかりやすくすることは大切なことでございます。この問題については、社会保険審議会厚生年金保険部会においても御審議をいたしておりますが、いまだ結論を得ていないところでございます。引き続き検討をいたくことになります。

次に、年金の物価スライドの実施時期を四月にすることにつきましては、年金受給者が約一千万人、そのうち厚生年金が約四百万人、国民年金が約六百万人に達しておるわけでございます。業務の処理の上におきましても精いっぱいであるといふこと、及び前年度の消費者物価上昇率が確定するものは、例年五月の上旬ごろであるなどの理由からいたしましても大変困難でございます。

また、年金の毎月支払いにつきましては、毎月支払いの実施により業務量が三倍になるというこ

とから、現行の事務体制のもとではきわめて困難でございますが、しかし、国民の強い御要望でもあります。この計画の進行状況を勘案しながら、今後の課題と

して取り組んでまいりたいと考えております。次に、被用者の妻の年金権についてのお尋ねでございますが、すでに被用者の妻の八割近くが国民年金制度に任意加入していることなど、主婦の方々の中で御自分の年金を取得したいという意識が高まっていることは十分承知をいたしております。

高齢で、夫と離別した妻の場合を含めまして、今後の婦人の年金保障につきましては、わが国の年金制度の基本的な問題でございまして、引き続き幅広い審議を尽くして検討してまいりたいと考えております。

しかし、特例納付をすることによって、障害年金や被用者の妻に年金を支給することは、年金制度としては困難であると考えておるわけでございます。

次に、妻の遺族年金の問題についてのお尋ねでございますが、今回の遺族年金の改正に当たっては、子供のある未亡人やお年寄りの未亡人の遺族年金を重点に手厚い改善を図ることといたしました。遺族年金については、年齢あるいは就労の可能性が高いという点を勘案いたしまして、支給要件の見直しを行ふ必要があるという御意見を社会保険審議会厚生年金部会からいただいたところではございまして、子供のいない若い未亡人については、遺族年金の受給を御遠慮願うこととしたいた

ところでございます。

〔國務大臣藤波孝生君登壇〕

○國務大臣(藤波孝生君) 急速に進展をいたします高齢化社会のもとで高年齢者の雇用の安定を図りますことは、安田議員御指摘のように最も重要な課題であると心得ております。

その際に、基本的には職業生涯の全期間にわたりまして、同一企業において雇用を維持していくことが重要であると考えます。このために、当面、昭和六十年度までに六十歳定年を一般化いたしましたためにいろいろな手立てを講じまして、努力を重ねてきておるところでございまして、今後ともさらにその努力を重ねてまいりたいと思います。また、六十歳代の前半層、六十歳から六十五歳へかけて、その前半層につきましては、企業の実情に応じつつ、六十歳以上へのさらなる定年の延長を図る、また再雇用や勤務延長を促しているところ

用に労使代表を入れ、その方法を改善し、国債投資に振り向けるなどによって、厚生年金の六十五歳支給などは考えずとも済むと考えるのであります。この点、大蔵、厚生両大臣から御見解を承りたいのであります。

最後に、労働大臣に対しお尋ねいたします。第一に、高齢者の就業実態についてであります。

年金制度を考えるときに不可欠なのは雇用との関係であり、報道によれば、労働省は本法案の六十五歳支給開始年齢問題について、厚生省との調整の過程で、労働者の仕事からの引退が六十五歳がよいというコンセンサスがない限り、年金支給開始年齢の引き上げは問題であると述べたと言われております。そこで、個人差や職種によって多少異なると思うが、労働者の職業からの引退向は何歳くらいから始まると認識されているのか。また、企業を定年退職した人がどのように転職し、引退しているか、高齢者の就業実態について御説明願いたいのであります。

第二に、雇用創出計画についてであります。年金の健全運営、さらには後代負担ができるだけ軽減するということからは、高齢者がその能力に応じて雇用機会を得、その労働力を有効に活用するような仕組みをつくり上げることが重要な政策課題であると思うが、いまなお五十五歳定年制度であると同時に、どのように雇用を創出するなどのように受けとめ、どのように雇用を分配するなどの見解を持たれるか、伺いたいのであります。

また、スウェーデンでは、高齢者の雇用において、常用のフルタイムからの退職による就労停止で生ずる身体的、精神的な衝撃を緩和するということ、より多くの高齢者に仕事を分配するという考え方から、部分雇用、部分引退、部分賃金等の制度があるが、このような制度導入についていかなる見解を持たれるか、あわせてお伺いしたいのであります。

第三には、年金給付に伴う賃金引き下げについて、医療保険と同様に、総合調整機能を年金制度

であります。
年金受給を理由として、高齢者の賃金がその年金給付分だけカットされ、きわめて低くなっている例が少なくないが、生活不安におびえる高齢者をいたずらに圧迫するばかりか、高齢者の低賃金が他の若年労働者の賃金水準を引き下げるおそれもあり、人口に占める高齢者の割合が高くなる高齢化社会においては、きわめて重大な問題であります。このような実態についてどのよう認識を持たれるか、また、かつどのように対応されるのか、御所見を承りたいのであります。

第四に、昭和六十年における雇用についてであります。
労働省は、昭和六十年までの五年間に、定年延長など雇用環境の整備ができるものとお考えにならっているのか、明確にお示しいただきたいと思います。以上の質問に対し、誠意ある答弁を期待して、質疑を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(大平正芳君) 谷口さんの第一の御質問は、年金制度の改革に当たっては基本年金制度の確立が急務でないかといふお尋ねでございました。

世界にも類例の乏しい高齢化社会を迎えるように思いますが、いまなお五十五歳定年制度であると同時に、どのように雇用を創出するかという形で取り組んでおるわけでもございました。

世界にも類例の乏しい高齢化社会を迎えるように思いますが、いまなお五十五歳定年制度であると同時に、どのように雇用を創出するかといふお尋ねでございました。

公明党を始めとして各方面から御提言をいたしておりますが、政府としても老後生活を支えるに足る年金制度について、從来からその改善を図ってきたところです。この改革に当たりましては、第一の私に対する御質問は、厚生省に対しましては、

に関連して与えるべきではないかという御意見を込めての御質問でございました。
高齢化社会の到来を控えまして、年金制度全体にわたりまして総合的な観点から検討を行わねばならぬことは、御指摘のとおり心得ております。本年一月、政府におきましては関係閣僚懇談会を設置いたしまして、閣僚レベルで政府が一体となって年金制度の改革に取り組むこととしたところでございまして、当面はこの閣僚懇談を中心協議して調整を図つてまいることいたしました。

第三の御質問は、年金制度について種々政府も検討しておるようですが、どういう内容の問題を検討しておるか、そしていつころ結論を出すつもりかという意味の御質問でございました。

年金制度に関する閣僚懇におきましては、今後高齢化社会を控えての年金財政の長期的な安定化の問題、それから年金制度を通じる共通の問題、御指摘の年金制度間の格差、不均衡の問題等々、個々の制度ごとに沿革あることでござりますので、そういうことを踏まえた上で整合性をいかにして実現するかという形で取り組んでおるわけでございます。

この結論は、いつころ出すかということでございますが、問題が重要でございますので、相当慎重な検討を必要といたしておりますので、相当の時間がかかると思ひますけれども、できるだけ早く結論を出すべく精力的に対処してまいります。(拍手)

○國務大臣野呂恭一君登壇
○國務大臣(野呂恭一君) まず第一に、御指摘の社会保険制度審議会の御建議は、来るべき高齢化社会において、年金制度が真に老後生活の支えになるような一つの制度としての改革の御意見と考えておるわけでございますが、基本年金構想についたしましては、必要となる多額の費用の負担が可能かどうか、また現行制度からの円滑な移行がいかに行われていただけるか、またその財源とされております付加価値税についてその実現が可能かどうか、おると考えておるわけでございます。

次に、将来の高齢化社会を見通しますと、老後生活の支えになる年金水準を保ちながら、現在の数倍もの多くの老人の年金生活を支えていくためには、若い世代に相当の負担をお願いせざるを得ないわけでございます。

しかし、若い世代の負担にもおのずから限度があると考えるわけでございまして、年金制度を安定的に運営していくためにはいろいろな工夫が必要でございます。国民の御理解を得ながら、総合的な観点に立って検討していくべきものであると考えております。

したがいまして、支給開始年齢の問題は、将来の年金財政を考える場合に避けて通れない事柄でございます。この点は各方面の認識も共通しておると考えておるものでございまして、次の財政再計算期において真剣に取り組むべき課題でありますので、その趣旨の規定を設ける必要があると考えております。

したがいまして、支給開始年齢の問題は、将来の年金財政を考える場合に避けて通れない事柄でございます。この点は各方面の認識も共通しておると考えておるものでございまして、次の財政再計算期において真剣に取り組むべき課題でありますので、その趣旨の規定を設ける必要があると考えております。

次に、保険料率の問題でございますが、現在の厚生年金は受給者が比較的少ない、したがって給付費も必ずしも多くないわけでございますが、高齢化社会に伴いまして、今後急速に年金受給者が増加し、給付費が大きく増大するため、長期的には保険料の負担を相当増加させていかなければならぬと見込まれておることは御承知のとおりでございます。

このような状況のもとで、現在の被保険者と将来の被保険者との間に実質的な大きな負担の差があるじないようにならざら、しかも年金財政を円滑に運営していくためには、現在の保険料率を将来に向かって段階的に引き上げていく必要があることは言うまでもございません。

また、今回は財政再計算を一年繰り上げて実施いたしましたが、拠出と給付の両面にわたって検討を加えました結果、新しい段階的保険料率の

してくることが考えられます。御指摘のスウェーデンの制度がわが国になじむかどうかにつきましては、これら高齢労働者の就業に関する意識や実態等を的確に把握するとともに、雇用賃金慣行を中心とする社会慣行の相違などもいろいろござりますので、そういったことも十分踏まえた上で判断をしなければならぬと思います。

なお、今年度、高年齢者の就業に関する意識、実態についての総合的な調査を行うことにいたしましたが、これらの調査等を通じまして、さらに前向きの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、高年齢者の年金支給と賃金との関係でございますが、賃金は、基本的には、年金の有無にかかわらず、労働の質と量に見合ったものが望ましいと考えます。

ただ、年金の受給者は、一定の所得の保障がありますことから、追加的または臨時的な就業を希望する者が多いのですから、賃金面で實際には低下しているという実情にあることが十分考えられるのでございます。

いずれにいたしましても、若年者、高齢者を問わず、労働者としての仕事の性格あるいは内容を見合った賃金が支払われることが基本でありますので、今後ともその点に十分留意をしながら行政指導を進めてまいりたいと存じます。

最後に、昭和六十年度までの五年間で雇用環境の整備ができるのか、こういう御質問でござります。

定年制の状況は、長期的に見ますると、景気の停滞の中にもありますし、五十五歳定年の割合が減少するなど、着実に定年延長の傾向が見られております。特に、最近におきましては、鉄鋼や私鉄が定年延長の実施を決定したのを始めといたしまして、定年延長を決定する企業がいろいろな業界にわたってあらわれておりますし、定年延長の実機運は一層着実に定着をしつつある、このようになります。

考えておるのでございます。

政府といたしましては、このような中で、昭和六十年度までに六十歳定年を一般化いたしましたために、さらに一層の努力を重ねまして、御指摘のような雇用環境の整備を整えていくために、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。以上、お答えをいたします。(拍手)

また、あなた自身、自民党総裁として、国会が老人問題を総合的に審議していくために、老後保障問題特別委員会を設置すべきだと思うのでありますけれども、いかがでありますか。

次に、私は、年金制度に関して幾つかの点について質問をいたしたいと思います。

その第一は、厚生年金の老齢年金支給開始年齢についてであります。

政府は、当初、現行の六十歳を六十五歳とすることを予定をしながら、国民の強い反対に押され、明文化を避けております。しかし、法案の附則にあるように、次の財政再計算時、つまり三、四年先には六十五歳への引き上げをねらっていることは明らかであります。まさに、今回の法案は、遠い将来の年金財政のつじつま合わせだけを考え、老後の生活を支える重要な社会保障としての年金制度の基本理念を無視し、国民生活の実態を顧みない重大な改悪であります。

政府が何よりもやらなければならないことは、現行の六十歳の年金支給開始前に、定年といふことで労働者を解雇している大企業の定年制を直すにやめさせることであります。また、さしあたっては、その雇用を保障することではないでしょうか。かわせて、社会保障の根本に触れる、六十五歳への支給開始年齢引き上げをねらう附則条項を削除すべきであります。これらの点について、厚生大臣の明確な答弁を求めるものであります。

また、当面、六十歳以下の定年という年齢による不当な解雇は、法的に規制をすべきだと思いますが、労働大臣の答弁を求めるものであります。

第二にお尋ねしたいことは、婦人の年金権に関する問題であります。

本法案においては、十八歳未満の子供のいない四十歳以下の未亡人には遺族年金を一切支給しないことにしようとしております。もしこのようにしたことになれば、夫が健康で働いているときに息子や娘が大学や短大に入り、間もなく卒業し就職す

きると思っていたやさきに、夫に先立たれた未亡人や子供たちは、一挙に無収入とされるのであります。また、未亡人として残された妻が国民年金に加入したとしても、六十歳までの二十年分しか保険料の納入ができず、そのため、加入期間不足で正規の国民年金すら受給できないのであります。まさに、このことは、婦人の年金権に対する訴しがたい侵害になるのであります。

厚生大臣は、一体、四十歳を過ぎ、夫に先立たれた婦人に安定した就職を完全に保障するとでも言うのでしょうか。それとも、一家心中をせよと言ふのでしょうか。これもまた、社会保障の根本にかかる重大な問題であります。この条項は、いますぐ削除すべきではないでしょうか。厚生大臣にお尋ねしたいのであります。

第三は、保険料の一〇%にも及ぶ大幅な値上げについてであります。

現在、電気、ガス、たばこ、郵便料金など政府主導型の公共料金値上げで、国民生活は極度に脅かされているのであります。さらに、これに加えて、今国会に提出されている健康保険法の大改悪と年金保険料の大引き上げは、勤労者の家計に重大な打撃を与えるものです。

たとえば、厚生年金被保険者の平均標準報酬月額とほぼ同額の二十万円の月収の勤労者は、現行の保険料月額九千百円が一万九百円へと、毎月千八百円、年間にすると二万一千円の負担増となります。春闘共闘の全く低目の賃上げ要求八%が仮に満額取れたとしても、その一割余りは年金保険料に取られてしまうのであります。

さらにも、こうした保険料の値上げは、現在の年金支給財源とは無関係なのであります。五年度厚生年金特別会計予算を見ても、保険料収入は約五兆一千億円、これに対して保険給付費は約三兆六千億円にすぎません。(つまり、一兆五千億円余は積み立てに回されるのであります。このような状態の今までの保険料の大幅な値上げは中止をすべきであると思いますが、いかがであります

しょうか。あわせて、この際、保険料の労使負担割合を、現行の折半から労働者三、事業主七に改めるべきだと思うのであります。いかがであります。

次にお尋ねしたいのは、五十五年度末には一兆七兆円にもなる積立金についてであります。

こうした多額の積立金は、将来の年金給付財源として、労働者が赤い賃金から拠出をしてきたものであります。ところが、急速なインフレの進行によって積立金の実質価値が低下をしてきたのです。一九五七年から一九七九年の年度末であります。積立金額とその年度の消費者物価指数で試算をいたしますと、実に累計十三兆円もの目減り額になつてゐるのです。結局のところ、政府は、資金運用部に全額繰り入れた労働者の拠出金について、インフレによつて目減りした分については知らぬ顔、逆に、目減りした分までも保険料を値上げに転嫁をして、労働者の負担を一層重くしておられるというのであれば、苦しい家計を割いて拠出をした労働者の保険料の実質価値に責任を持つべきであります。急激に増加している厚生年金積立金のインフレによる目減りについて、一体政府はどういう責任を持つのか、大蔵大臣、厚生大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第四にお尋ねしたいのは、国民年金に関するところであります。

農漁民、自営業者、零細企業の労働者、勤労者の妻などによつて構成される国民年金は、もともと所得水準も低く、保険料の事業主負担がないばかりか、世帯単位ではなく個人単位に負担をしなくてはならないなど、不利な条件に置かれております。

今回の改正案を見ると、五十六年度には保険料一人月額四千五百円、以後毎年三百五十円ずつ引き上げていくこととしております。これにより五十六年度に夫婦で拠出する保険料は月額九千円、年間では十万八千円にもなるのであります。これ

は厚生年金の月収二十万円の労働者の負担とほぼ同額となるのであります。低所得の農漁民、自営業、零細企業労働者にも一律に負担を強いるこうした国民年金保険料の支払いは、もう限度を超えていると言わなければなりません。

そこで、私は、現行の一法律額の保険料を所得比例に改めて、低所得者の負担を軽減すべきではないか、この点についてお答えを願いたいのであります。あわせて、国民年金に関連する当面の問題点として、かねてから言われて以来ながら一向に改善をされていない、五人未満の零細企業で働く労働者の厚生年金への加入をいつまでに具体化しようとしているのか、明らかにしていただきたいと思います。

さらには、今年六月までとなつていて特例納付について、現行の世帯更生資金などとまらず、貸付金制度などをつくって、高額になる保険料負担へ思い切った援助策を実行し、いわゆる無年金者への解消を進めるべきではないでしょうか。答弁をいただきたいのであります。

最後に、私は、重ねて大平総理にお尋ねをしたいのであります。

あなたは、日本型福祉社会なるものを主張しており、国民に対しては、個人の自助努力、家庭、近隣社会の相互扶助を説いておられます。

国民党は、あなたに言われるまでもなく、三十一年の自民党の国民生活に犠牲を押しつける政治のもとで、老後や病気に備えて貯蓄をし、精いっぱいの自衛策をとっているのであります。こうした日本の国民生活の実情は、ほかでもなく自民党政対する根底からの不信に基づくものであります。

大平総理、あなたはこれ以上、一体、個人の自助、家庭、近隣の相互扶助として国民に何をせよと言ふのでしょうか、具体的にお尋ねをしたいのであります。

同時に、私は大平総理に要求したいのであります。が、總理、百の説法よりも一つの実行であります。老後の不安のない暮らしを保障するためになります。

は、老齢福祉年金を今年度内にはせめて月額三万円ぐらいにすべきではないでしょうか。また、老人医療費の有料化は絶対に行わない、このことを約束していただきたいのです。これこそが、國民があなたの政治に求めている老人問題での当面の緊急な課題ではないでしょうか。

総理、あなたの決断を強く要求し、答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 則武さんの最初の御質問は、年金、医療、福祉、住宅等総合的な老後保障計画を策定すべきでないかということです。

確かに到来が予想されまする高齢化社会に備えるためには、御指摘にもありますとおり、社会保障ばかりではございませんで、住宅政策、雇用対策等の施策を総合的に推進する必要があるものと私も考えております。

老後保障の中核となるのは、しかしながら依然として社会保障であると思いますけれども、この社会保険につきましては、すでに制度的には国際的に遜色のない水準に達しておりますように思いますが、いま言われましたような諸施策との連携を図りますとともに、将来の世代の負担を考えながら、制度の効率化に配慮しながら、制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

第二は、国会に老後保障問題特別委員会を設置すべきではないかと、いふことでございました。

各党の間で、この種の問題は御協議にまつべきものと思いますが、国会において取り上げられることがありますれば、自民党といたしましても検討いたすにやぶさかではございません。

第三の問題は、日本型福祉社会についてのお尋ねでございました。

私は、本来、社会保障問題は、国の施策と自ら努力が相まって効果を上げることができるとき考へておるものでございました、ひとり国民に犠牲をなすことになりますれば、自民党といたしましても強いなどということは毛頭考えておりません。

それから、老齢福祉年金は、年度内にはせめて月額三万円にすべきではないかということになりました。

この老齢福祉年金につきましては、現在きわめて厳しい財政事情にありますけれども、二万一千五百円まで引き上げることにいたしたわけございまして、他の諸経費よりも高い改善に努力することにいたしたわけございまして、これ以上の引き上げということは、日下の財政事情からはきわめて困難であろうと考えております。(拍手)

【国務大臣野田昌一君登壇】

○国務大臣(野田昌一君) 厚生年金の支給開始年齢の問題につきましては、先ほども申し上げておりますとおり、将来の高齢化社会を見通しますならば、支給開始年齢の問題は避けられない事柄でございまして、次回の財政再計算期においても真剣に取り組むべき課題である、こういう意味におきまして、この趣旨の規定を設ける必要があると考えて、削除いたしましたがございません。

次に、遺族年金の問題でございますが、先ほども申し上げておりますとおり、子供のある未亡人やお年寄りの未亡人の遺族年金を重点的に手厚い改善を図る一方、社会保障審議会厚生年金部会の御意見に沿いまして、子供のない若い未亡人については、年齢においても、また就労可能性が多いという観点に立ちまして、遺族年金の受給を御遠慮いただくこともやむを得ないのでないかというふうに考えておるわけでございます。

次に、保険料についてでござりますけれども、これも先ほどからたびたび申し上げておりますとおり、今後、急速な年金の受給者の増加、それに伴うところの給付費の増加等を考えてまいりますと、現在の被保険者と将来の被保険者の間に大きな負担の差が生じないように年金財政の将来を円滑に運営していくためには、今回御提案申し上げております程度の保険料負担は、現在の被保険者にもお願いしなければならないものと考えておる次第でございます。

また、保険料の労使の負担の割合を改むべきではないかということについてでございますが、保険料の労使負担の割合を変更する問題は、これも先ほど申し上げましたとおり、被用者の保険制度全般の費用負担のあり方について大きな問題でございますので、慎重に対処していく必要があると考えておる次第でございます。

年金積立金につきましては、これも先ほど申し上げましたとおり、将来の年金給付の財源として何よりも安全かつ確実な運用を期することが大変大事でございます。あわせて、できる限り有利に運用することが求められておるわけでございまして、その実質価値が物価上昇によって減価することは好ましいことではないと考えておるわけでございます。

積立金のインフレによる目減りについては、これは十分考えなければならないことでございまします。年金積立金は現在は資金運用部で統合管理することになっておるわけでございまして、今後とも、有利な運用については意を用いてまいりたいと考えておるわけでございます。

次に、国民年金の保険料についてでございますが、現在の定額制を所得に応じた保険料の方式に改めるということにつきましては、これはかねてから検討されてきた課題でございます。これにつきましては、その対象者でございます被保険者がつきわめて多岐にわたっております。したがいまして、その所得を的確に把握することが可能かどうかなどとのむずかしい問題が多くあるわけでございまして、いま直ちに導入することは大変問題であると考えております。

次に、五人未満の事業所の厚生年金適用の問題についてでございますが、五人未満の事業所は、事業所の変動とか、また、その事業所にお勤めになつていらる従業員の移動が激しいこと、さらにはまた雇用者の範囲が必ずしも明確でありませんし、したがって賃金の把握も困難でございますなどの問題によりまして、一律にこれを適用すると

を進めておるところでござりますが、六十歳代の前半層につきましても、企業の実情に応じつゝ、定年延長をも含めました雇用の延長を促すとともに、継続雇用奨励金あるいは中高年齢者雇用開発給付金の積極的な活用等によりまして、定年後の再雇用、勤務延長の促進及び離職者の雇用の促進を図っているところでございます。

また、六十歳の前半層につきまして、いろいろな面で個人差が出てまいりますので、多様な就業ニーズに応じた多様な対策を講じていく必要がござります。そのため、新たに本年度からシルバー人材センターの育成、援助を行うこととしておるのでござります。

最後に、四十歳以下の子なし未亡人の問題に触れになりました。

労働省におきましては、寡婦等が職業につき、安定した雇用と収入が得られますように、適切な職業相談体制の強化、職業訓練の実施、就職援護措置の拡充等に従来も努めてきたところでござります。また、就業を希望する婦人に対しまして、婦人就業援助施設において就業に必要な技術講習の実施及び就業に伴う広範な相談、指導等によまして、その就業の援助を図ってきたところでございます。

就業を希望する婦人に対しまして、就業援助対策を今後とも充実強化してまいりたい、高齢者に対する対応でも、あるいは寡婦等に対しまして、働く意思のある方々に雇用を確保するために、細かく対応してまいりたい、このように考えておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) お答えいたしました。

厚生大臣からもお答えがございましたように、年金給付の原資として何よりも安全確実に運用する必要がある、こうしたことからいたしまして、元的管理運用をしておるところであります。わゆる年金積立金について、オイルショックによる四十八年以降五十一年ごろまで、消費者物価が

著しく上昇したため減価が生じた、こういう御指摘であります。したがつて、そのような目減りは国庫で負担すべきではないか、こういうことございますが、物価の上昇率と運用利回りの差によつて目減りをいたしました場合に、これを国庫で補てんするということは、これは言いかえれば国庫負担をさらに増額するということに結論から言えばなるわけであります。現在でも諸外国に比べまして国庫負担がかなり高い、こういう水準でありますので、そのことはきわめて困難なことと考えております。(拍手)

増大する高齢者の生活をどのように支えていくかということは社会的に大変重要な問題となつておなり、その対応を一步誤ると将来に大きな禍根を残すことになるのであります。

現在、わが国では、社会的に老後の生活を保障する公的年金制度がありますが、基本的な制度改正に着手されておらず、多くの欠陥や不備があり、政府の諮問機関である社会保障制度審議会でも、年金制度の持つ所得の再分配機能が十分に発揮されていないと指摘しているところであります。それに対する国民の強い不満が噴出しているのが実情であります。

第一の基本的問題は、老齢福祉年金や五年年金といった経過的年金の給付額がきわめて低水準であることであります。たとえば老齢福祉年金は現在わずか月額二万円にすぎず、生活の支えにはとてもほど遠いものであります。このような経過年金の受給者は、現在全老齢年金受給者の約七五%を占めており、その平均給付額は二万円強であります。政府は、わが国の年金水準が国際水準に達したと宣伝していますが、こうした実態を見ると、それは単なる見せかけだけの国際水準であると断言ざるを得ません。

わが党は、経過的年金の給付を根本的に改善するためには、だれにでも最低限度の年金を保障する基礎年金制度を確立する以外にないと確信するものであります。われわれが提唱する基礎年金制度は、独身者の場合可処分定期給与の三〇%を保障するものであります。政府は、こうした基礎年金制度を創設する考はあるのか否か、総理

給付水準や給付条件、また負担面などでも大きな格差があることはきわめて不公平であり、早急に是正されなければなりません。このことは、社会保障制度審議会の大河内会長も厳しく指摘して

いるところであります。年金問題を考えるとき、国民全体として公平感は不可欠のものと論じているのあります。特に、同じ被用者年金である共済年金と厚生年金との間にある官民格差、すなわち、給付水準、スライド問題、遺族年金などの格差は一刻も早く解消されなければなりません。この官民格差の是正こそ年金改革の第一歩でなければならぬと思いますが、政府はこれからどのように取り組む方針であるのか、厚生大臣並びに大蔵大臣の具体性ある御答弁を強く求めるものであります。(拍手)

また、これに関連して、共済年金に国が支出しているいわゆる整理資源についてであります。この金額は今日までほとんどオーブンにされていないのであります。昭和五十五年度予算では一體幾らの金額が計上されているのか、大蔵大臣の明快なる御答弁をお願いするものであります。(拍手)

加えて在職老齢年金の不公平に対する強い不満も高まっています。これは、公務員の場合は再就職しても民間企業であればその收入に關係なく年金は全額受給できるのに対し、厚生年金では所得に応じ減額され、または支給停止になるのであります。このことは高年者の再就職の意欲を減退させる要因であります。今回の政府案では所得限度額を若干緩和されていますが、当面六十五歳以上の在職者には年金の全額を支給するなど、在職老齢年金を根本的に改革すべきだと考えますが、これに対する厚生大臣の見解をお伺いたしました。(拍手)

第三の問題は、妻の年金権の確立についてであります。現制度では、不幸にして離婚した場合の妻は年金権を失うことになります。長い間の夫婦の協力によって築かれた年金受給資格が離婚によって失われ、老後の生活が不可能になるのであります。このようなケースが最近増加の傾向にあります。妻の年金権の確立に対する要求が高まっています。厚生大臣は、この妻の年金権確立に対しても

どのように対処されようとしているのか、その方針を明らかにしていただきたいと思います。

次に、遺族年金についてお尋ねいたします。遺族年金の給付額は基本年金額の五〇%であります。

民生活を支えている現状であります。遺族年金の支給水準を少なくとも最低七五%までは引き上げるべきであると考えますが、厚生大臣の見解を求めるものであります。

さらに政府案では、若年単身寡婦に対する遺族年金の廃止が提案されていますが、わが党はこれ

に対し反対の意思を表明するものであります。このような既得権的なものを改正する場合は、時間をかけて慎重に検討すべきものであり、特に寡婦に対する遺族年金の問題は、婦人の年金権の確立と関連していることからも、適切な調整方法を見出す論議が必要であります。一方的に四十歳未満の子なしの寡婦の遺族年金を突如として切り捨てることとは、政府の独善であり、断じて容認

できないものではありません。ましてや年金関係者の意見を聞くことなく、このような改悪案を出す厚生当局の態度については、全く遺憾という以外はありません。私は、断固としてこの廃止案の撤回を要求するものであります。厚生大臣は撤回する意思があるか否か、明確なる答弁を要求いたしました。

次に、保険料について質問いたします。

政府案では、男子の保険料を一・八%、女子は一・九%と一挙に大幅な引き上げを図ろうとしていますが、いままでさえ公共料金等の相次ぐ値上げの中でも物価上昇によって苦しい生活を強いられていくとき、このような大幅な保険料の引き上げは、勤労者の生活をさらに圧迫することになります。社会保障制度審議会でも、保険料の引き上げは国民の信頼を弱めるものとして否定しています。これは明らかに六十五歳支給への改悪を目的したものと断言ざるを得ません。このことは、いわゆる官民格差の最大のものと言われていました。改定措置が講ぜられるべきものとする」と明記しています。これは明らかに六十五歳支給への改悪を目的したものと断言ざるを得ません。このこと

のものであります。(拍手)

これに関連し、保険料の負担割合について、現行劳使折半方式を改め、労働者三、使用者七の割合にすべきだとの論議がありますが、これに対する政府の見解をただしたいと存じます。

次に、年金積立金の管理運用の改善について、厚生大臣並びに大蔵大臣の見解をただすものであります。

厚生年金の積立金は昭和五十四年度末で二十四千億円に達することが見込まれています。

厚生年金の積立金は昭和五十五年度予算では二十七兆四千億円となり、昭和五十五年度予算では二十七兆四千億円に達することが見込まれています。

この積立金は、現在、政府によって一方的に管理運用されており、積立金拠出者である被保険者並びに事業主は参加できない仕組みであります。また、年度積立金の約三分の一が還元融資されますが、この運営も厚生当局が主体であり、拠出者の参加はきわめて脆弱であります。このよう

なことは、わが国の共済組合や国際的な先進諸国との比較から見ても公正、適切とは言えず、まことに遺憾のきわみであります。

したがって、政府は、長年にわたる年金積立金のこうした一方的管理運用方法を速やかに改め、労働者、使用者、学識経験者、政府の四者構成による民主的かつ公正な管理運用方法に切りかえるべきであります。これに対する厚生大臣並びに大蔵大臣の明快なる御答弁をお願いいたします。

(拍手)

最後に、政府は、われわれの強い反対によつて、厚生年金支給開始年齢の六十五歳改悪を今回は断念したのであります。なお附則第四十六条において、次回の「財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする」と明記しています。これは明らかに六十五歳支給への改悪を目的したものと断言ざるを得ません。このことは、いわゆる官民格差の最大のものと言われていました。改定措置が講ぜられるべきものとする」と明記しています。これは明らかに六十五歳支給への改悪を目的としたものと断言ざるを得ません。このこと

をすべきだと考えますが、厚生大臣の見解を求め

(拍手)

大河内制度審議会会長も、年金は本来老齢年金が主体である。五十五歳支給の共済年金は退職年金であり、老齢年金ではない。このようなものに國民の税金から補助金を出すことには國民は同意しないと、政府の姿勢を厳しく批判しています。わが国の雇用情勢がようやくにして六十歳定年の実現に向かって歩み出そうとしている今日、雇用政策に対する何らの配慮もなしに六十五歳引き上げを図ろうとするのは無定見もはなはだしいと言わざるを得ないのであります。(拍手)

私は、こうした改悪を断じて許すことはできません。したがつて、この附則を削除することを強く政府に要求し、私の質問を終ります。(拍手)

【内閣総理大臣大平正芳君登壇】

○内閣総理大臣(大平正芳君) 小瀬さんの私に対する御質問は、経過的年金の給付を改善するためには、だれにも最低限度の年金を保障する基礎年金制度を確立する以外に道がないと思うが、これを創設する考えはないかということをごきいた。

世界にも例のない高齢化社会を急速にいま迎えようといったとしておりまこと、御指摘のとおりでござります。国民の年金制度に対する関心と期待年金も漸次高まってきておりますこと、これまた御指摘のとおりでございます。

政府としても、老後生活の支えとなる年金制度につきまして、從来からその改善を図つてまいつて、御指摘の福祉年金、五年年金といった経過的年金の水準の引き上げにつきましては、今回の改正案におきまして、昭和五十四年度の物価上昇率を上回る改善を行おうといたしておりますこと、御案内のとおりでございます。

今後の年金制度のあり方につきましては、民社党を初めといたしまして、各方面から種々の御提言をいたしておりまして、政府としては、御提言を参考にいたしながら、現行の八つの制度を前提とし、年金制度が全体として整合性のとれたものになりますよう、政府全体としてその改革に

計画的に取り組んでまいり考え方であります。
（拍手）

國務大臣竹下登君登壇

○國務大臣（竹下登君） お答えいたします。

は、主として恩給制度が公務員の年金制度として存在しておりましたので、それらの旧制度を新しく共済年金に切りかえるに当たりまして、給付計算方法や支給条件、財源負担などすべて旧制度の決まりを踏襲して新制度につなげることとされたわ

厚生年金と共済年金のできる限りの整合性を高めていくことが望ましいと考えておるわけだ」とござります。

大河内制度審議会会長も、年金は本来老齢年金が主体である。五十五歳支給の共済年金は退職年金であり、老齢年金ではない。このようなものに国民の税金から補助金を出すことは国民党は同意しないと、政府の姿勢を厳しく批判しています。わが国の雇用情勢がようやくして六十歳定年の

ます。官民格差の問題でありますが、従事する職業によれば、国家公務員の年金制度は戦前から主として恩給制度をもって行なってきたわけであります。

達は保険料拠出によって賄い、昭和三十三年以前でござります。したがつて、昭和三十四年を境として、それ以後の期間に対応する年金費用の調査

厚生年金の老齢年金は、本来、退職後における老後生活の所得保障を目的としたものでござります。して、働いている方に支給される在職老齢年金については、ある程度の支給制限はやむを得ないものと見ておるわけでございます。

わざるを得ないのであります。(拍手)
私は、こうした改悪を断じて許すことはできません。したがつて、この附則を削除することを強く政府に要求し、私の質問を終わります。(拍手)

しかし、少なくとも公的

制度期間にかかる費用を整理資源と申しておるわけであります。その旧制度にされておるわけであります。新しい制度を設立するにあつては、その費用を算定する必要があります。そこで、制度期間にかかる費用を整理資源と申しておるわけであります。

する御質問は、経過的年金の給付を改善するためには、だれにも最低限度の年金を保障する基礎年金制度を確立する以外に道がないと思うが、これで創設する考えはないかということございまして。

しても、基本的議問題について検討する研究会

たびたび厚生大臣からお答えがございましたが、安全、確実かつ有利に運用する必要がある以上、いろいろと/orから、他の政府資金と統合して資金運用部資金において運用いたしておりますのであります。

ようといったとしておりまこと、御指摘のとおりでござります。国民の年金制度に対する関心と期待も漸次高まつておりますこと、これまた御指摘のとおりでござります。

次に、公務員の共済年金の整通資源の問題の徹
底検討がございました。

おおむね、金の供給量を上昇の意図しておる、このように理解をいたしておきたい。以上が答文を終ります。(拍手)

〔國務大臣官印〕（明治）

國務大臣戰品考一
新羅地

○國務大臣(野呂恭一君)　各公的金銀庫房の機
券の問題等、二三の辯が、時て專生年金之供給延

差の問題であるが、特例四五年、米銀金

金との間にある官田林差の問題は、この日も手金制表が制表、一二三沿革を持って詰問してゐて

年金制度が制度としての運営を打つべき問題である。

おるれいておおきな一株の木がある。これは木の根柢から、木の枝葉まで、

へて官田格差であると断定するに難済す。

変わるかしい問題があると思つておきたい事

しかしながら 制度の沿革なり今日までの發展の

経過を踏まえながら、御指摘の点も含めまして

会保険審議会等の御意見に沿ひまして、二枚の方
い若い未亡人につきましては、年齢の問題である

とか、あるいは就職ができる可能性が非常に強いといったような観点から、遺族年金の支給をしないということにいたしましたところでございます。これに対する廃止条項を撤回する考えはございません。

次に、保険料率の問題でございますが、現在の厚生年金は受給者が比較的少ないのでございませんして、給付費もしたがいまして必ずしも多いわけではありませんが、今後本格化する高齢化社会に伴いまして、急速に年金受給者が増加いたします。そこで、給付費が大きく増大いたしてまいります。長期的には、保険料の負担を相当増加させなければならぬという見込みでございます。

こんな状況のもとで、将来の被保険者との間に大きな格差が生ずる、負担の格差ができるということは、年金の制度の上に大変大きな問題でございます。年金財政を将来円滑に運営していくためには、引き上げ幅は適正なものでなければなりませんが、今回提案いたしております程度の負担は、これはせひとも現在の被保険者にも御負担願わなければならないという考え方でございます。

保険料の負担の割合を変更する問題につきましても、先ほど申し上げておりますとおり、これは費用負担のあり方全体にかかる重大な問題でございますから、慎重な対処が必要であると考えておるわけでございます。

また、年金積立金の管理運用の問題につきましては、先ほども大蔵大臣からお答えになりましたとおり、資金運用部において統合管理する現行の基本的な仕組みを維持することが最適であると考えておるわけでございますが、保険料の拠出者の意向反映につきましては、極力努力してまいりたいと考えます。

最後に、支給開始年齢の問題でございますが、これもたびたび申し上げておるわけでございますが、将来の高齢化社会を見通しますときに、支給開始年齢の問題は絶対にこれは避けて通れない問題でございます。このことにつきましては、各方面

とか、あるいは就職ができる可能性が非常に強いといつたような観点から、遺族年金の支給をしないということにいたしましたところでございます。これに対する廃止条項を撤回する考えはございません。

次に、保険料率の問題でございますが、現在の厚生年金は受給者が比較的少ないのでございませんして、給付費もしたがいまして必ずしも多いわけではありませんが、今後本格化する高齢化社会に伴いまして、急速に年金受給者が増加いたします。そこで、給付費が大きく増大いたしてまいります。長期的には、保険料の負担を相当増加させなければならぬという見込みでございます。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	大平 正芳君
法務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	大平 正芳君
厚生大臣	大平 正芳君
農林水産大臣	佐々木義武君
通商産業大臣	藤波 孝生君
労働大臣	渡辺 栄一君
建設大臣	野呂 恭一君
国務大臣	嘉文君
厚生大臣	竹下 登君
農林水産大臣	嘉文君
通商産業大臣	佐々木義武君
労働大臣	藤波 孝生君
建設大臣	渡辺 栄一君
国務大臣	野呂 恭一君
厚生大臣	野呂 恭一君

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

面の認識も共通いたしておると私ども判断をいたしておるわけでございます。したがいまして、次回の財政再計算期において真剣に取り組むべき課題であることは間違いないとございません。そういう意味からこの趣旨の規定を設ける必要があるというふうでございます。削除するという考え方ばございません。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

昭和五十五年度一般会計予算
昭和五十五年度特別会計予算

昭和五十五年度政府関係機関予算
昭和五十五年度参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
国会議員互助年金法の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、去る一日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あ

て、三月三十一日付をもって人事院総裁藤井貞夫は任期満了により退職し、また一日付をもつて警察庁交通局長杉原正は大阪府警察本部長に任命され、気象局長官窪田正八は退職したの

で、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る五日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あ

て、五日付をもって内閣総理大臣官房交通安全

対策室長三島孟は北海道警察本部長に任命され

たので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る二日、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申

し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院総裁 藤井 貞夫

警察庁交通局長 池田 速雄

気象局長官 増澤謙太郎

内閣総理大臣官房 仲山 順一

一、昨七月、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣官房 仲山 順一

一、去る二日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あ

て、七日議長において承認した仲山順一を同日

第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

官 報 (号 外)

昭和五十五年四月八日 衆議院會議録第十六号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇六

第四条の八 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「[一十四万円]」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項

いときは、百分の八十」とと、「新法通算退職年金の改定基礎月額」ととあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」ととあるのは「別表第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二（昭和五十一年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二）」と読み替えるものとする。

法第一条の規定による改正前の法第三十九条の三第五項又は五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

昭和五十四年三月三十日以前に第一項第一條第一項の資格喪失をし、又は第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年

金を受ける権利が昭和五十五年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第五条及び第六条中「第一条の二十二」を「第一条の二十三」と改む。
二条の二十三に改む。

第二十条第一項の表を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二」を「第六十一条の二の二」に改める。第六十一条の二第一項第二号中「次条第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改める。

第六章中第六十一条の二の次に次の二条を加える。
(海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者又は再処理事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第一項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。）

二 次項から第四項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

第四十一条の二及び第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第四項において同じ。）が核原料物

質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

第五十八条の二の規定は、核原料物質使用者又は次条第一項の許可を受けた者（前条第一項第三号に該当する核原料物質である国際規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二」を「第六十一条の二の二」に改める。

第六十一条の二第一項第二号中「次条第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改める。

第六章中第六十一条の二の次に次の二条を加える。
(海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者又は再処理事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第一項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。）

二 次項から第四項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

第四十一条の二及び第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第四項において同じ。）が核原料物

質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

第五十八条の二の規定は、核原料物質使用者又は次条第一項の許可を受けた者（前条第一項第三号に該当する核原料物質である国際規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二」を「第六十一条の二の二」に改める。

第六十一条の二第一項第二号中「次条第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改める。

第六章中第六十一条の二の次に次の二条を加える。
(海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者又は再処理事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第一項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。）

二 次項から第四項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

第四十一条の二及び第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第四項において同じ。）が核原料物

質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

第五十八条の二の規定は、核原料物質使用者又は次条第一項の許可を受けた者（前条第一項第三号に該当する核原料物質である国際規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の二」を「第六十一条の二の二」に改める。

第六十一条の二第一項第二号中「次条第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改める。

第六章中第六十一条の二の次に次の二条を加える。
(海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者又は再処理事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第一項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。）

二 次項から第四項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

第四十一条の二及び第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第四項において同じ。）が核原料物

令で定めるところにより、科学技術庁長官の確認を受けなければならない。

第二十六条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第一項第五号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改め、同号の

次に次の二号を加える。

五の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した場合

五の三 第十九条の二の規定に違反した場合

第二十六条第二項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した場合

三の三 第十九条の二の規定に違反した場合

第三十条の次に次の一条を加える。

(海洋投棄の制限)

第三十条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、販売業者又は廃棄業者が第十九条の二の規定による確認を受けた場合

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄することをいう。

ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄することをいう。

船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄することを除く。第三十二条中「(第三十条第四号から第六号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。)」を削る。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に

必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十二条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第五号中「第三十条」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五十四条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した者

四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者

第五十五条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十二条、第二十三条又は第二十

四条の規定に違反した者

第五十六条 削除

第五十七条中「前五条」を「第五十二条、第五十三条、第五十四条又は第五十五条」に改める。

第五十八条中「一千万円」を「五万円」に改める。

第五十九条中「五千円」を「三万円」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する約定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物等の海洋投棄の制限について規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物等の海洋投棄の制限について規定を整備する等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

第五十三条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第五号中「第三十条」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五十四条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した者

四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者

第五十五条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十二条、第二十三条又は第二十

四条の規定に違反した者

第五十六条 削除

第五十七条中「前五条」を「第五十二条、第五十三条、第五十四条又は第五十五条」に改める。

第五十八条中「一千万円」を「五万円」に改める。

第五十九条中「五千円」を「三万円」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する約定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正

1 放射性同位元素又はこれによつて汚染された物は、使用者等が廃棄に関する確認を受けて海洋投棄をする場合等一定の場合においては、海洋投棄をしてはならないものとす

ること。

放射性同位元素又はこれによつて汚染された物を廃棄する場合においては、廃棄に関する確認を受けることを義務付けるものとすること。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

3 その他の罰則規定の整備等所要の改正を行うこと。

3 その他の罰則規定の整備等所要の改正を行

うこと。

本案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、核原料物質、核燃料物質、放射性同位元素又はこれらによつて汚染された物等の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図ろうとするもので、その主要な内容は次のとおりである。

(+) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

1 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者等が廃棄に関する確認を受けた場合、核原料物質の使用者等が海洋投棄に関する確認を受けた場合等一定の場合以外は、海洋投棄をしてはならないものとすること。

2 核原料物質の使用者等が核原料物質又はこれによつて汚染された物の海洋投棄をする場合においては、廃棄に関する確認を受けることを義務付けるものとすること。

3 その他罰則規定の整備等所要の改正を行

うこと。

政府は、本法施行に際し次の諸点について適切な措置を講すべきである。

1 低レベル放射性廃棄物の海洋投棄については、その安全性に関する調査研究を充実させる

こと。

衆議院議長 麻尾 弘吉殿

[別紙]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

昭和五十五年四月二日

承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 第四条第一項の許可の年月日及び許可の番号

3 前項の申請書には、放射線障害防止機構に係る設計、放射性同位元素装備機器の構造図その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(承認の基準)

第十二条の三 科学技術庁長官は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る設計が、政令で定めるしやへいその他の放射線障害の防止のための設計に關する技術上の基準に適合していると認めるときは、承認をしないなければならない。

(機構確認の表示等)

第十二条の四 販売業者は、放射性同位元素装備機器の第十二条の二第一項の承認を受けた設計による放射線障害防止機構について、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官が個々に行う確認(以下単に「機構確認」という)を受けることができる。

2 科学技術庁長官は、機構確認の申請があつた場合において、当該申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構の構造、材料及び性能(以下この項において單に「構造等」という。)が第十二条の二第一項の承認を受けた設計に係る放射線障害防止機構の構造等と同一であると認めるときは、機構確認がされたものとし、当該放射性同位元素装備機器に、総理府令で定めるところにより、その旨の表示を付するものとする。

3 前項の表示の有効期間は、科学技術庁長官の定める期間とする。

第十二条の五 前条第二項の規定による機構確認がされた放射性同位元素装備機器以外の機器には、同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 第十二条の六 表示の有効期間の更新を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、機構確認を受けなければならない。

(承認の取消し)

第十二条の七 科学技術庁長官は、第十二条の二第一項の承認を受けた販売業者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

1 不正の手段により第十二条の二第一項の承認を受けたとき。

2 第十二条の五の規定に違反したとき。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「廃棄物詰替施設等」という。)を設置したとき、又は若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「廃棄物詰替施設等」という。)を設置したとき、又は若しくは廃棄施設等がそれそれ第六条第一号から第三号まで又は第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「施設検査」という。)において、使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項、第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「使用施設等」という。)を設置したとき、又は第十四条第二項の変更の許可の内容(第八条第十一条の二第二項の変更の許可の内容(第八条第十一条第三項、第十一条第三項及び第十一条第二項若しくは第十二条の二第一項の許可又は第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十二条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第二項の変更の許可の内容(第八条第十一項(第十二条第三項、第十一条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件を含む。)に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

第十二条の九 許可使用者(第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯藏能力が政令で定める貯藏能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。)は、使用施設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならぬ。

2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯藏能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「詰替施設等」という。)を設置したとき、又は第十二条の二第二項の許可を受けて詰替施設等の位置、構造若しくは設備若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「詰替施設等」という。)を設置したとき、又は若しくは廃棄施設等がそれそれ第六号政策等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「廃棄物詰替施設等」という。)を設置したとき、又は若しくは廃棄施設等がそれそれ第六号政策等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「定期検査」という。)において、当期使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等がそれそれ第六条第一号から第三号まで又は第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

5 第十三条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設を加え、「政令」を「総理府令」に改める。

6 第十四条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設」を加える。

7 第十五条中「しなければならない」を「放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができるものとする。

8 第十六条から第十八条までを次のように改め(詰替えの基準)

2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯藏能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「詰替施設等」という。)を設置したとき、又は第十二条の二第二項の許可を受けて詰替施設等の位置、構造若しくは設備若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「詰替施設等」という。)を設置したとき、又は若しくは廃棄施設等がそれそれ第六号政策等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならぬ。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設の貯藏能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。)は、詰替施

設等について、総理府令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、科学技術庁長官の検査を受けなければならない。

4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「定期検査」という。)において、当期使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等がそれそれ第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

5 第十三条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設を加え、「政令」を「総理府令」に改める。

6 第十四条第二項中「貯蔵施設」の下に「又は機器設置施設」を加える。

7 第十五条中「しなければならない」を「放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

8 第十六条から第十八条までを次のように改め(詰替えの基準)

2 販売業者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項において同じ。)、届出使用者(同条第五号又は第六号に該当するものを含み、密封された放射性同位元素又は政令で定める数量以下のものを使用するものに限る。次項において同じ。)、販売業者(同条第四号から第六号までの一に該当するも

他研修について必要な事項は、総理府令で定め
る。

第三十七条第一項中「放射性同位元素の詰替え」
を「放射性同位元素若しくは放射性同位元素によ
つて汚染された物の詰替え」に改め、同条第四項
中「基く」を「基づく」に改める。

第五章を次のよう改める。

第五章 指定機構確認機関等

(指定機構確認機関の指定等)

第三十九条 科学技術庁長官は、総理府令で定め
るところにより、その指定する者(以下「指定機
構確認機関」という。)に、第十二条の四第一項
及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二
条の四第二項の規定により放射性同位元素設備
機器に機構確認がされた旨の表示を付すること
を含む。以下同じ。)を行わせることができる。

2 指定機構確認機関の指定は、総理府令で定め
るところにより、機構確認を行おうとする者の
申請により行う。

3 次の各号の一に該当する者は、指定機構確認
機関の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定
に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その
執行を終り、又は執行を受けることがなく
なった日から起算して二年を経過しない者
され、その取消しの日から起算して二年を経
過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうちに第一
号に該当する者があるもの

4 科学技術庁長官は、第二項の申請が総理府令
で定める技術的能力その他の事項に関する基準
に適合していると認めるときでなければ、指定
をしてはならない。

(機構確認の義務等)

第四十条 指定機構確認機関は、機構確認を行
うべきことを求められたときは、正当な理由があ
るべきことを除き、遅滞なく、機構確認を行わなけ
る場合は、機構確認を行わなければならない。

2 指定機構確認機関は、機構確認の業
務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定
め、科学技術庁長官の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定
める。

(業務規定)

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした業務
規定が機構確認の公正な実施上不適当となつた
と認めるときは、指定機構確認機関に対し、こ
れを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

4 第四十二条の二 指定機構確認機関は、科学技術
庁長官の許可を受けなければ、機構確認の業務
の全部又は一部を休止し、又は廃止してはなら
ない。

(事業計画の認可等)

4 第四十三条の二 指定機構確認機関は、毎事業年
度、事業計画及び取支予算を作成し、当該事業
年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業
年度にあつては、その指定を受けた後遅滞な
く)、科学技術庁長官の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様と
する。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三
月以内に、その事業年度の事業報告書及び取支
決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなけ
ればならない。

(機構確認員の選任及び解任)

4 第四十四条の四 第四十一条第二項の規定により機
構確認を実施する者(次項において「機構確認
員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可
を備え、これを保存しなければならない。

2 科学技術庁長官は、機構確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合
において必要があると認めるときは、機構確認
の業務の全部又は一部を自ら行うものとす
る。

2 指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に
該当するに至つたときは、その指定を取り消さ
なければならない。

2 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が次の
各号の一に該当するに至つたときは、その指定
を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間
を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の
停止を命ぜることができる。

一 第三十九条第四項の基準に適合しなくなつ
たと認められるとき。

二 第四十一条の二又は第四十一条
の三の規定による命令に違反したとき。

三 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定
によらないで機構確認を行つたとき。

四 第四十一条第三項又は第四十一条の四第二
項の規定による命令に違反したとき。

5 第四十一条の二十第一項の条件に違反した
とき。

(帳簿の備付け等)

4 第四十五条の七 指定機構確認機関は、総理府令
で定めるところにより、機構確認の業務に関する
事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿
を備え、これを保存しなければならない。

2 指定検査機関の指定等)

3 第四十五条の九 科学技術庁長官は、総理府令で
定めるところにより、その指定する者(以下「指
定検査機関」という。)に、施設検査及び定期検
査を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、総理府令で定める
ところにより、施設検査及び定期検査を行おうと
する者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条
から前条までの規定は、指定検査機関について
準用する。この場合において、これらの規定中
「指定機構確認機関」とあるのは「指定検査機関」と
、「機構確認」とあるのは「施設検査及び定期
検査」と、第四十五条の四中「機構確認員」とあ
るのは「検査員」と読み替えるものとする。

(指定運搬物確認機関の指定等)
第四十一条の十 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬物確認機関」という。)に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬についても、運搬する車両による運搬については、運搬する車両による運搬)の実施に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。)を行わせることができること。

2 指定運搬物確認機関の指定は、総理府令で定めることに、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十二条までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と「機構確認」とあるのは「指定運搬物確認機関」と「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の指定等)

第四十一条の十二 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第三十五条第二項及び第三項の規定による放射線取扱主任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総理府令で定めることにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 科学技術庁長官は、他に指定を受けた者がなべ、かつ、前項の申請が次の各号に適合していると認めるとときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第四十一条の十三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 科学技術庁長官は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第四十一条の十五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(放射線取扱主任者試験委員)

第四十一条の十四 指定試験機関は、試験事務を行なう場合において、放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に

する事務については、放射線取扱主任者試験委員(次項から第十四項まで及び第四十一条の十六において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第四十一条の十七 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(適用)

第四十一条の十八 第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定試験機関について準用する。

3 指定運搬方法確認機関の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条

おそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行されることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第四十一条の十八において準用する第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

5 申請者の役員のうちに、第三号に該当する者がであること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(試験事務規程)

第四十一条の十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(次項及び第三項並びに第四十一条の十八において「試験事務規程」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 科学技術庁長官は、試験事務規程で定めるべき事項に該当するときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

5 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

6 申請者がその行う試験事務以外の業務によつてはならない。

7 指定試験機関は、試験委員を選任しなければならない。

8 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、総理府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

9 指定試験機関は、試験委員を選任したとき

この場合において、これららの規定中、「指定機構確認機関」とあるのは「指定試験機関」と、「機構確認の業務」とあるのは「試験事務」と、「業務規定」とあるのは「試験事務規程」と、「機構確認号を」とあるのは「試験事務を」と、第四十一条の六第一項中「第三十九条第三項第一号又は第三三号」とあるのは「第四十二条の十二第四項各号(第四号を除く。)の一」と、同条第二項第一号中「第三十九条第四項の基準」とあるのは「第四十二条の三若しくは第四十二条の三又は第四十二条第三項各号」と、同項第二号中「第四十条、第四十一条の二又は第四十二条の三」とあるのは「第四十二条の十八において準用する第四十二条の十五第一項」と、同項第四号中「第四十二条の十四第一項から第三項まで」と、同項第三号中「第四十二条の十三第二項、第四十二条の十四第四項、第四十二条の十五第三項又は第四十二条の十七」と読み替えるものとする。

について準用する。この場合において、これら
の規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定
講習機関」と、「機構確認」とあるのは「講習及び
研修」と、第四十一条の六第二項第二号中「第四
十条、第四十二条の二又は第四十二条の三」とあ
るのは「第四十二条の十九において準用する第
四十二条の二又は第四十二条の三」と、同項第
四号中「第四十二条第三項又は第四十二条の四
第二項」とあるのは「第四十二条の十九において
準用する第四十二条第三項」と読み替えるもの
とする。

(指定の条件等)

第四十一条の二十 この章の規定による指定、認
可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更
することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係
る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度
のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可
を受ける者に不当な義務を課すこととなるも
のであつてはならない。

第四十二条及び第四十三条を次のように改め
る。

(報告徵収)

第四十二条 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道
府県公安委員会は、この法律(運輸大臣にあつ
ては第十八条の二第一項、第二項及び第四項
並びに第三十三条第一項及び第四項の規定都
道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六
項の規定)の施行に必要な限度で、総理府令又
は運輸省令で定めるところにより、使用者、販
売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運
搬を委託された者に対し、報告をさせることが
できる。

2 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の
施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で
定めるところにより、指定機構確認機関、指定
検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法
確認機関、指定試験機関又は指定講習機関(科

2 第四十三条 科学技術庁に、放射線検査官を置く。
2. 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

(立入検査)

第四十三条の二 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を收去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構認認機関、指定検査機関、指定運搬物認認機関、指定運搬方法認認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法認認機関以外の機関、運輸

大臣にあつては指定運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十四条第一項中「科学技術庁長官」の下に「又は運輸大臣」を加え、「第二十六条又は第三十五条第四項」を「第十二条の七、第二十六条、第三十五条第五項又は第四十一条の六（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十五条を次のように改める。

（不服申立て）

第四十五条 この法律（第三十五条第二項から第四項までを除く。次項において同じ。）の規定による指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関又は指定試験機関の処分に不服がある者は、科学技術庁長官（指定運搬方法確認機関の処分に係るものにあつては、運輸大臣）に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

この法律の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することができない。

第四十五条の二を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

（公示）

第四十五条の二 科学技術庁長官又は運輸大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第十二条の二第一項の規定による承認をし

確保を図るため、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 放射線障害防止に関する諸法令における規制基準の整合性について引き続き検討を行うこと。

二 放射性同位元素使用事業所等における放射線障害防止及び被ばく管理に万全を期するため、放射線検査官、国の管理体制を強化するとともに、各事業所及び運搬途上における管理体制の充実につき十分に指導すること。

三 指定検査機関等については、厳正な業務実施が確保されるよう十分指導、監督を行うこと。

四 放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理処分方法についてさらに検討を進め、その円滑な実施のための体制の整備に努めること。

中小企業事業団法案

右

国会に提出する。

昭和五十五年二月十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

官 報 (外 号)

目次

- 第一章 総則(第一条～第八条)
- 第二章 役員等(第九条～第二十条)
- 第三章 業務(第二十一条～第二十三条)
- 第四章 財務及び会計(第二十四条～第二十四条)
- 第五章 監督(第三十五条～第三十六条)
- 第六章 雑則(第三十七条～第三十九条)
- 第七章 罰則(第四十条～第四十二条)
- 附則
- 第一章 総則(目的)

第一条 中小企業事業団は、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施し、あわせて中小企業

の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業を行ふとともに、

小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)及び中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による共済制度の運営等を行ふ、もつて中小企業の振興、小規模企業者の福祉の増進及び中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本の額又は出資の総額が一千円以下以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第二百八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体は、設立された組合及びそ

員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号の一に該当する者であるもの。

(前号に掲げるものを除く。)

この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法第二条第一項の小規模企業者をいう。

(法人格)

第三条 中小企業事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び附則第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗辯することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、中小企業事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について適用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を行ふ。

2 理事長は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗辯することができない。

(役員の任期)

第七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 役員は、再任されることがある。

(役員の欠格条件)

第八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第九条 通商産業大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に関しあ切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第十八条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関する意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

5 評議員は、中小企業に関する学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

(職員の任命)

第十九条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とななす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十一条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 都道府県(政令で指定する市を含む。)が行う中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)第三条第一項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化といふ)に関し必要な指導を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業に必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 中小企業者に対し、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者の依頼に応じ、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

八 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 中小企業指導担当者(中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者をいふ。)並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他の中小企業の振興に寄与する事業を行ふものとして特別の法律又は民法第三十四条に規定するため特に必要がある場合には、通商産業

の規定により設立された法人であつて通商産業省令で定めるものの役員及び職員の養成及び研修並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営管理又は技術に関する研修を行うこと。

五 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

六 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行ふこと。
イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約(小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。以下同じ。)に係る共済契約者(同条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。)その者の事業に必要な資金

ロ 会社、企業組合若しくは協業組合の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者又はその会社、企業組合若しくは協業組合の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体その団体の事業に必要な資金

七 共済契約者の教養のための施設の設置及び運営を行うこと。

八 中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 中小企業指導担当者(中小企業指導法第三条第一項第四号の中小企業指導担当者をいふ。)並びに中小企業に対する指導、情報の提供その他の中小企業の振興に寄与する事業を行ふものとして特別の法律又は民法第三十四条に規定するため特に必要がある場合には、通商産業

省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。

一 第二条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小事業者」といふ。)が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む。)であつて、その合併又は設立をした日から三年を経過しないもの

二 中小事業者から出資を受けた会社(当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。)であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの

三 第二条第一項第一号及び第七号に掲げる業務は、同項第五号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならぬ。

四 第二条第一項第一号に掲げる業務は、同項第五号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならぬ。

五 事業団は、第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

六 第二十二条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号イに掲げるもの(これに附帯する業務を含む。)

二 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務

三 小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

四 前条第一項第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

五 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け及び解約手当金の支給に関する業務

六 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号に掲げる業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、第一項第三号及び第六号に掲げる業務並びに調査、広報その他の業務（同項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

4 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

5 第一項の規定により同項第一号若しくは第四号に掲げる業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十三条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商省令で定める。

（事業年度）

第二十四条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十五条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十六条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならぬ。

3 事業団は、前項の規定により借り入れた短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第二十七条 事業団の経理については、第一号に掲げる業務に係るものと第二号に掲げる業務に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十二条第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第二十二条第一項第八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第二十二条第一項第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四 第二十二条第一項第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

五 第二十二条第一項第十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

六 第二十二条第一項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

七 第二十二条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

八 第二十二条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（利益及び損失の処理）

2 事業団は、毎事業年度、損益計算における同項第一号に掲げる業務に係る勘定からの他の勘定への資金の融通について準用する。

3 事業団は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、

その残余の額は、積立金として積み立てなけれ

ばならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び中小企業事業団債券）

第二十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第二十九条の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第二十九条第四項の規定は、前項の規定によるとする。

（債務保証）

2 事業団は、毎事業年度、損益計算における同項第一号に掲げる業務に係る勘定からの他の勘定への資金の融通について準用する。

3 事業団は、運用方法を特定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金

（余裕金の運用）

2 前項第一号の規定により取得した有価証券は、次のものに運用することができる。

一 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

二 通商産業大臣が指定する金融機関への預金

（余裕金の運用）

2 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（償還計画）

第三十一条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

二 通商産業大臣が指定する金融機関への預金

（余裕金の運用）

第三十二条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 信託会社又は信託業務を行う銀行への信託

二 証券会社（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）への預託

3 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券会社に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

5 事業団は、四半期ごとに第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

7 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

8 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（通商産業省令への委託）

第三十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（通商産業省令への委託）

第三十四条 この法律及びこれに基づく政令に規

定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十五条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十二条第一項から第三項までの規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雜則

(解散) 第三十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第二項、第二十三条第二項又は第三十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

二 第二十二条第一項若しくは第二項、第二十

三条第一項、第二十五条、第二十九条第一項、第二項及び第六項の認可(第二十二

条又は第三十二条第四項の認可)

第一条の認可にあつては、同項第一号及び

第四号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。

三 第二十六条第一項、第三十二条第三項又は第三十三条の承認をしようとするとき。

四 第三十二条第一項の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十条 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者(地方公共団体を除く。)の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六条 中小企業共済事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継すればならない。

第七条 中小企業振興事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継すればならない。

第八条 中小企業振興事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、中小企業振興事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

第九条 中小企業振興事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第十条 第一項の規定により事業団が中小企業振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業振興事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

第十一条 第一項の規定により事業団が中小企業振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際の中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)附則第八条第五項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第二十八条第一項の規定による積立金と區別して、積み立てなければならない。

第十二条 第一項の規定により中小企業振興事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲

内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 中小企業振興事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、中小企業振興事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

第八条 中小企業振興事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第九条 第一項の規定により事業団が中小企業振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業振興事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

第十条 第一項の規定により事業団が中小企業振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際の中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)附則第八条第五項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第二十八条第一項の規定による積立金と區別して、積み立てなければならない。

第十二条 第一項の規定により中小企業振興事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第一項の規定により事業団が中小企業共済事

業団の権利及び義務を承継したときは、その承

継の際における中小企業共済事業団に對する政

府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

第三項の規定により中小企業振興事業団が解

散した場合における解散の登記については、政

令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

定によるその掛金の取崩しをして算定した額とする。

3 第一項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第四章中第五十七条を第二十五条とし、第五十八条を第二十六条とし、第五十九条を第二十七条とする。

第四章を第三章とする。

第六十条を削り、第六十一条中「第二十二条の二」を「第二十四条」に、「五千円」を「三万円」に改め、第五章中同条を第二十八条とし、第六十二条及び第六十三条を削る。

第五章を第四章とする。

（小規模企業共済等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定の施行前に改正前の小規模企業共済等に関する法律（第三章を除く。）の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手の手続は、改正後的小規模企業共済法の規定によつてしまつたものとみなす。

2 前条の規定の施行前に改正前の小規模企業共済等に関する法律第七条第三項各号に掲げる事由が生じた改正後の小規模企業共済法第二条の三に規定する第一種共済契約の共済契約者（当該事由に関し、改正前の小規模企業共済等に関する法律第二十二条の二の規定により届出をした者及び同条の規定に違反した者を除く。）については、前条の規定の施行の時に当該事由が生じたものとみなし、改正後の小規模企業共済法の規定（罰則を含む。）を適用する。

3 前条の規定の施行前にした改正前の小規模企業共済等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則については、なお従前の例による。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第二十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法

律二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号から第八号までを削り、

同項第九号中「中小企業振興事業団法」を「旧中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」に、「中小企業振興事業団」を「旧中小企

業振興事業団」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第一号）第二十一条第一項第二号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けた者及び同項第三号の規定により中小企業事業団から資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けた者並びにこれらのが同法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるときは、そのまま直接受け又は間接の構成員（前各号に掲げるものを除く。）

第二条第三項第十号中「第六号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とする。

第三条の五第二項中「同項第十号」を「同項第八号」に、「こえる」を「超える」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第二十四条 中小企業倒産防止共済法の一部を次

のようにより改訂する。

第二条第二項中「中小企業共済事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の二条を加える。

（先取特権）

第十八条 解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、第十二条第三項に定める解約手当金の額（事業団が当該解約手当金の額から同条第五項の規定によりその額を控除することができる金額があるときは、当該解約手当金の額からその金額の額を控除した残額）について、事業団の財産について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項に規定する解約手当金の額の算定について、第十二条第四項中「貸付けを受け又は受けたこととなつた共済金」とあるのは、「貸付けを受けた共済金」と読み替えて同項を適用するものとする。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正）

第二十二条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三项中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団法第二十一条第一項第二号」に改める。

第十一条第三項中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団」に改める。

号」を「中小企業事業団法（昭和五十五年法律第一号）第二十一条第一項第一号」に、「中

小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条 中小企業指導法の一部を次のように改訂する。

第一条中「中小企業振興事業団が行なう」を「中小企業事業団が行う」に改める。

第三条第一項中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二項中「あたつては」を「当たつては」に、「中小企業振興事業団が行なう」を「中小企業事業団が行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第三条第一項中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二項中「あたつては」を「当たつては」に、「中小企業振興事業団が行なう」に、「行なわれる」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十四条 中小企業倒産防止共済法の一部を次

のようにより改訂する。

第二条第二項中「中小企業共済事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の次に次の二条を加える。

（先取特権）

第十八条 解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、第十二条第三項に定める解約手当

金の額（事業団が当該解約手当金の額から同条第五項の規定によりその額を控除することができる金額があるときは、当該解約手当金の額からその金額の額を控除した残額）について、事業団の財産について他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

2 前項に規定する解約手当金の額の算定につ

いては、第十二条第四項中「貸付けを受け又は受けたこととなつた共済金」とあるのは、「貸付けを受けた共済金」と読み替えて同項を適用するものとする。

（中小企業振興事業団法の一部改正）

第二十二条 中小企業振興事業団法（昭和四十五年法律第二百九十五号）の一部を次のように改訂する。

第三项中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団」に改める。

十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 前条の規定の施行前に改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によつてした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、改正後の同法の規定によつてしたものとみなす。

第二十四条第二項中「中小企業共済事業団、中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第二十七条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改訂する。

第三十四条第五号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改め。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改訂する。

第三十四条第五号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「行なう」を「行う」に改め。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十八条 第二项第一号中「中小企業共済事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第三十四条第二项第一号中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団」に改める。

第三十四条第二项第一号中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団」に改める。

第六十五条の四第二項第八号中「中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）」を「中小企業振興事業団」に改める。

第六十六条の十二第一項第二号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改める。

第七十八条の三第一項中「中小企業振興事業

4

改正前的地方税法第七百一条の三十四第三項

第二十二条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う者が都道府県又は旧中小企業振興事業団から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設及びこれらの者から同号ロの譲渡しを受けた施設のうち、当該事業又は改正前的地方税法第七百一条の三十四第三項第二十二条号の規定により当該事業に係るものとして定められた事業の用に供する同号に規定する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三十六条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に、「中小企業退職金共済事業団及び中小企業共済事業団」を「及び中小企業退職金共済事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三十七条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の三中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改め、同項第

四号の三の二中「小規模企業共済等に関する法

律」を「小規模企業共済法」に改める。

第四条第三項中「第四号の二の三」を削り、

第七号の八までに規定する事務の下に「同

項第四号の二の三に規定する事務のうち小規模

企業部の所掌に属するもの以外のもの」を加

え、同条第五項中「小規模企業に関すること」の

下に「同項第四号の二の三に規定する事務の

うち小規模企業共済事業、共済契約者に対する

資金の貸付け及び共済契約者のための施設の設

置等並びに中小企業倒産防止共済事業に関する

業務に関するこ^トを加える。

理由

現下の経済情勢にかんがみ、効率的で強固な体制の下で中小企業の振興及びその経営の安定並びに小規模企業者との福祉の増進を図るため、中小企業事業団を設立して、中小企業構造の高度化の促進並びに中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上に必要な業務と小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の運営等の業務を一括して行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業事業団法案(内閣提出)に関する報告書

4 (3) 中小企業指導担当者等の養成研修

連事業

(4) 小規模企業共済事業及び還元融資等の関連事業

(5) 中小企業倒産防止共済事業

(6) 右の各業務に関連する情報活動及び附帯業務等

4 その他

(1) 本法は、公布の日から施行する。

(2) 中小企業共済事業団及び中小企業振興事業団は、事業団の成立の時に解散し、その一切の権利義務は、その時において事業団が承継する。また、その承継の際ににおける両事業団に対する国の出資金に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものと

する。

(3) 中小企業振興事業団は、廃止する。

(4) 本法の可決理由

本法は、効率的で強固な体制の下で中小企業の振興及びその経営の安定並びに小規模企業者の福祉の増進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 別紙

中小企業事業団法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業事業団を新事業団の設立に当たつては、統合によるメリットを活かして効率的な事業団運営を図るとともに、統合に伴う職員の待遇に十分配慮し、また広く適材の活用に努めること。

一 新事業団の設立に当たつては、統合によるメリットを活かして効率的な事業団運営を図るとともに、統合に伴う職員の待遇に十分配慮し、また広く適材の活用に努めること。

二 中小企業倒産防止共済制度及び小規模企業共済制度についてのPR対策を強化して、加入の促進を図るとともに、制度の一層の充実に努めること。

三 高度化事業に対する事業団の助成内容の拡充強化を図るとともに、高度化事業の実施に関することは、きめ細かな診断指導を行うよう努めること。

四 中小企業大学校等による中小企業者等の人材養成事業の充実強化を図ること。

4 (1) 中小企業振興事業団法

昭和五十五年度一般会計予算に、中小企業振興事業団運営経費として九百二十億三千四百万円、中小企業共済事業団運営経費として五十七億二千五百万円がそれぞれ計上されている。

なお、中小企業事業団が新設され、両事業団の業務を承継することとなつたときは、両事業団への運営経費は、中小企業事業団に対する経費とすることとされている。

5 別紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

6 别紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

7 别紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

8 别紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

9 别紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

10 别紙

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右法律案

昭和五十五年三月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

第五十八条の三)]に、「第八十八条」を「第八十一条の二」に改める。

第四条中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の二項を加える。

この法律において「地区計画等」とは、第十一条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

第十二条の四を次のよう改める。

(地区計画等)
第十二条の四 都市計画には、当該都市計画区域について、次の各号に掲げる計画で必要なものを定めるものとする。

一 地区計画
二 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第...号) 第九条第一項

の規定による沿道整備計画
3 地区計画等については、地区計画等の種類、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

4 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい様子を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための計画とし、次の各号の一に該当する土地の区域について定めるものとする。

一 市街地開発事業その他相当規模の建築物若しくはその敷地の整備又はこれらと併せて行う公共施設の整備に関する事業が行われる又は行われた土地の区域

二 現に市街化しつつあり、又は市街化することが確実と見込まれる土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

三 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されてい

4 地区計画については、第二項に定めるものほか、当該地区計画の目標その他該区域の整備、開発及び保全に関する方針並びに主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(次項及び第十九条第二項において「地区施設」という。)及び建築物その他の工作物(次項において「建築物等」という。)の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」という。)を都市計画に定めるものとする。

5 地区整備計画においては、次の各号に掲げる事項のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。
一 地区施設の配置及び規模
二 建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用の制限に関する事項で政令で定めるもの
6 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について地区整備計画を定めなければならない。

7 沿道整備計画について都市計画に定めるべき事項は、第二項に定めるもののほか、別に法律で定める。

第十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加え

る。

七 地区計画は、市街化区域内において、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じて合理的な土地利用が行われることを目的として、当該計画に従つて秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるように定めること。

第十三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 地区計画を都市計画に定めるについて必要な基準は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定める。

第十四条第二項中「市街地開発事業等予定期間の区域」の下に「地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

第三章に次の二節を加える。
第四節 地区計画等の区域内における建築等の規制
1 地区計画を都市計画に定めるについて必要な基準は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定める。

(建築等の届出等)

第五十八条の二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為

五 第二十九条の許可を要する行為その他の政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち建設省令で定める事項をこれに準ずる行為として政令で定める行為とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 市町村は、地区計画について都市計画を決定しようとするときは、当該都市計画に定めたする事項のうち、政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項について、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

第二十一条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

第三十条第一項第三号中「以下」の下に「この節において」を加える。

第三十三条第一項第五号中「だついて」の下に「地区計画(当該土地について地区整備計画が定められているものに限る。)又は「沿道整備計画」を「地区計画又は沿道整備計画に」に改める。

村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(他の法律による建築等の規制)

第五十八条の三 地区計画等の区域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、前条に定めるものほか、別に法律で定める。

第六章中第八十八条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第八十八条の二 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九十条第一項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第九十一条及び第九十二条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第九十三条中「三万円」を「十万円」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十五条中「二十万円」を「三十万円」に改めた者

る。

第九十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第六項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第八項中「三万円」を「十万円」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中第七節 沿道整備計画の区域(第六十八条の二)を第七節 地区計画等の区域(第六十八条の二—第六十八条の五)に、「第九十七条の三」を「第九十七条の四」に改める。

第二条第二十三号を同条第二十五号とし、同条第二十二号中「に規定する」を「第二号に掲げる」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四 第一項第一号に掲げる地区計画をいう。

二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の四第四項に規定する地区整備計画をいう。

「第七節 沿道整備計画の区域」を「第七節 地区計画等の区域」に改める。

第六十八条の二第一項中「沿道整備計画の区域」を「地区計画又は沿道整備計画の区域(地区計画の区域にあつては、地区整備計画が定められている区域に限る。以下この節において「地区計画等の区域」という。)」に、「当該沿道整備計画」を「当該地区計画又は沿道整備計画」に改め、同条の二第一項を加える。

第六十八条の四 特定行政庁は、地区計画又は沿道整備計画に道の配置及び規模が定められている場合で、次の各号の一に該当するとき

は、当該地区計画等の区域において、これら

の計画に定められた道の配置及び規模に即して、政令で定める基準に従い、予定道路の指

定を行うことができる。ただし、第二号又は第三号に該当する場合で当該指定に伴う制限

により当該指定の際現に当該予定道路の敷地

となる土地を含む土地について所有権その他

の権利を有する者が当該土地をその権利に基づいて利用することが著しく妨げられるこ

となるときは、この限りでない。

一 当該指定について、当該予定道路の敷地

一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定(第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。)を定めるものとする。

第三章第七節中第六十八条の二の次に次の三条を加える。

(道路の位置の指定に関する特例)

第六十八条の三 地区計画又は沿道整備計画に道の配置及び規模が定められている場合に、当該地区計画等の区域における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、これらの計画に定められた道の配置に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

(予定道路の指定)

第六十八条の四 特定行政庁は、地区計画又は沿道整備計画に道の配置及び規模が定められている場合で、次の各号の一に該当するとき

は、当該地区計画等の区域において、これら

の計画に定められた道の配置及び規模に即して、政令で定める基準に従い、予定道路の指

定を行うことができる。ただし、第二号又は第三号に該当する場合で当該指定に伴う制限

により当該指定の際現に当該予定道路の敷地

となる土地を含む土地について所有権その他

の権利を有する者が当該土地をその権利に基

づいて利用することが著しく妨げられること

となるときは、この限りでない。

一 当該指定について、当該予定道路の敷地

となる土地の所有者その他の政令で定める利害関係を有する者の同意を得たとき。

二 土地区画整理法による土地区画整理事業

又はこれに準ずる事業により主要な区画道路が整備された区域において、当該指定に

街路網を一体的に形成するものであると

き。

三 地区計画又は沿道整備計画においてその配置及び規模が定められた道の相当部分の整備が既に行われている場合で、整備の行

われていない道の部分に建築物の建築等が行われることにより整備された道の機能を著しく阻害するおそれがあるとき。

特定行政庁は、前項の規定により予定道路の指定を行ふ場合(同項第一号に該当する場合を除く。)においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

2 特定行政庁は、前項の規定により予定道路の指定を行ふ場合(同項第一号に該当する場合を除く。)においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

3 第四十六条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

4 第一項の規定により予定道路が指定された場合においては、当該予定道路を第四十二条第一項に規定する道路とみなして、第四十四条の規定を適用する。

(建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置)

第六十八条の五 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度とみなして、第五十二条第二項、第四项及び第五項又は第五十三条第二項及び第四項の規定を適用する。

3 第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、當該条例に、當該条例の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で當該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば當該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を

第六章中第九十七条の三の次に次の二条を加え

る。

える。
(経過措置)

第九十七条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地区画整理法の一部改正)

土地区画整理法(昭和二十九年法律第八百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第二十一条第二項中「行なわれる」を行われるに、「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の八中「第四条第十項」を「第四条第十二項」に改める。(生産緑地法の一部改正)

生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四条第十項」を「第四条第十一項」に改める。

理 由

最近における市街地形成の状況にかんがみ、一体として良好な環境の街区の整備及び保全を図るために、都市計画に地区計画を定め、これに従つて秩序ある開発行為、建築等が行なわれる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における市街地形成の状況にかんがみ、一体として良好な環境の街区の整備及び保全を図るために、都市計画に地区計画を定め、これに従つて秩序ある開発行為、建築等が行なわれることとなるように、誘導し、規制するための制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市計画法の改正

(1) 市町村は、市街地開発事業等の事業に係る土地の区域、今後市街化する土地の区域及び現に良好な居住環境が形成されている土地の区域について、その整備及び保全を図るために必要なと認められる場合には、都市計画に地区計画を定めるものとし、地区計画に関する都市計画には、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針と地区整備計画を定めるものとし、この地区整備計画には、必要に応じて、地区施設の配置及び規模、建築物の形態、敷地等に関する事項その他土地利用に関する事項を一體的に定めることとする。

また、地区計画の案は、当該地区計画の土地の所有者等の利害関係者の意見を求めて作成するものとする。

(2) 地区整備計画が定められた区域内において建築行為等を行おうとする者は、市町村長に届け出なければならないものとし、市町村長は、必要があると認めるときは勧告ができるものとする。

建築基準法の改正

(1) 市町村は、地区整備計画が定められた区域内においては、条例で、地区整備計画の内容のうち特に重要な事項につき、合理的な範囲内において建築物に関する制限を定める。

めることができるものとする。

(2) 地区整備計画等に道路の配置及び規模が定められている区域においては、原則として、私道の位置の指定はこれに即して行われなければならないものとし、また、土地の利用に著しい障害をきたすこととならない範囲内において、予定道路を指定し、当該道路の区域内における建築物の建築等について必要な制限を行うことができるものとする。

一体として良好な環境の街区の整備及び保全を図る観点から都市計画に地区計画を定め、これに従つて秩序ある開発行為、建築等が行なうこととなるように、誘導し、規制するための制度を創設しようとする本案の措置は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十五年四月四日

〔別紙〕

衆議院議長 濱尾 弘吉殿

建設委員長 北側 義一

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

いわゆるミニ開発による劣悪な住環境の発生を防ぐため地区計画の策定の促進について、国

は、地方公共団体に十分な指導を行うとともに、地区計画の策定、地区計画内における道路、公園等の整備及び秩序ある開発行為、建築等に關し財政、金融、税制上の助成等の措置について配慮するよう努めること。

地区計画の策定に當たつては、地権者のみな

らしく住民の意見を聞き良好で計画的街づくりを進めよう指導すること。

三 市町村が条例で地区計画の内容のうち特に重要な事項につき合理的な範囲内において建築物に関する制限を定めようとする場合には、当該地域住民の意向を十分尊重して行うこと。

四 地区計画については、単一の建築物の敷地面積等の制限のみならず、同時に建設される複数の建築物で国土利用計画法、都市計画法の適用からはずれているいわゆるミニ開発の全体の開発面積に対しても適正な関連公共公益施設が整備されるよう策定するよう地方公共団体を指導すること。

五 国は、良好な居住環境のそなわった住宅を労働者に安価で供給するため、地価の安定に努め、地価評価制度の充実、建築物を含めた取引価格の指導等諸制度の運用強化に努めること。

六 建築基準法の適正な運用を図るため、国は、地方公共団体に対し十分な指導を行うとともに、地方公共団体の建築行政の充実のため必要な執行体制の整備拡充に努めること。

右決議する。

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

昭和五十五年二月十九日

國 會 に 提 出 す る

内閣總理大臣 大平 正芳

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 特 別 措 置 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律

第五条の二第三項中「一万円」を「一万八百円」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十五年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 特別手当の額の引上げ
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を月額六万円から六万四千五百円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を月額三万円から三万二千三百円に引き上げること。
- 2 健康管理手当の額の引上げ
健康管理手当の額を月額一萬円から二万五千五百円に引き上げること。
- 3 保健手当の額の引上げ
保健手当の額を月額一万円から一萬八百円に引き上げること。
- 4 この法律は、昭和五十五年八月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、なお特別手当等の額を更に引き上げる修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十五年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として二十六億七千五百二十八万二千円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十五年度一般会計予算(厚生省所管)において原爆被爆者手当交付金が約十七億七千三百十八万八千円の増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して野呂厚生大臣より「異存はない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十五年四月八日

社会労働委員長 葉梨 信行
衆議院議長 濵尾 弘吉殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)
第一条第三項中「三万円」を「三万二千三百円」

に、「六万円」を「六万四千五百円」に改める。

第五条第四項中「二万円」を「二万〇千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万円」を「一万八百円」に改める。

第五条の二第三項中「一万円」を「一万八百円」に改める。

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和五十三年三月の最高裁判所判決などにより、国家補償の精神に基づく原爆被爆者援護法の制定を求める声は、とみに高まつている。このため政府は、社会保障制度審議会の答申及び国会での附帯決議に基づいて、昨年六月、原爆被爆者に対する基本問題懇談会を発足させ、制度の基本的なあり方について、再検討を加えてきたところである。

よつて、政府は、原爆被爆者の老齢化が進むなど、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに同懇談会の答申を得るよう、最善の努力をするとともに、次の諸点についてその実現に努めること。

一 制度の基本的な改正が、次期通常国会までに行われるよう、資料の収集や調査など必要な作業を直ちに開始すること。

二 このため、放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など第一線研究調査機関相互の連絡を密にして、その成果を基礎的資料として活用するよう、万遺憾なきを期すこと。

三 放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化などにつき検討すること。

四 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配意するとともに、その運営に当たつては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

五 被爆者に対する諸給付については、生活保護の収入認定からはずすよう検討を進めること。

六 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。
七 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

八 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配意するとともに、二世の健康診断についても、その置かれている立場を理解し、一層の充実を図ること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和五十五年四月八日 衆議院会議録第十六号

(定価一〇円)
発行所
東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 二二二一四二一 印数 107